

平成18年6月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（6月8日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	8
保坂好明君.....	8
横嶋隆二君.....	26
清水清一君.....	44
報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	55
報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	59
報第5号の上程、朗読、説明.....	63
議第52号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	64
議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	65
議第54号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	67
議第55号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	68
議第56号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	70
議第57号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	72
議第58号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	85

発議第 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	87
閉会中の継続調査申出書について.....	89
閉議及び閉会宣告.....	90
署名議員.....	91

平成18年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年6月8日(木)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報第 3号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 報第 4号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 報第 5号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成17年度南伊豆町一般会計)
- 日程第 9 議第52号 南伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第10 議第53号 南伊豆町南上財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第11 議第54号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第55号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第56号 指定金融機関の指定について
- 日程第14 議第57号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第58号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 発議第4号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規則(水中集魚灯の使用禁止)を求める意見書
- 日程第17 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで議事日程と同じ

出席議員（10名）

1 番	保 坂 好 明 君	2 番	清 水 清 一 君
4 番	谷 川 次 重 君	6 番	梅 本 和 熙 君
7 番	藤 田 喜代治 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	石 井 福 光 君	12 番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 史鶴哉 君	助 役	小 針 弘 君
教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴木 博志 君
企画調整課長	高 橋 一 成 君	建 設 課 長	奥 村 豊 君
産業観光課長	外 岡 茂 徳 君	窓 口 税 務 課 長	石 井 司 君
健康福祉課長	小 島 徳 三 君	会 計 室 長	佐 藤 博 君
教育委員会 事務局 長	谷 正 君	水 道 課 長	小 坂 孝 味 君
生活環境課長	大 年 清 一 君	総 務 係 長	松 本 恒 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 正 久	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成18年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（藤田喜代治君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

4番議員 谷川次重君

6番議員 梅本和熙君

会期の決定

議長（藤田喜代治君） 会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。よって、会期は6月8日の1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（藤田喜代治君） 諸般の報告を申し上げます。

平成18年3月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（藤田喜代治君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 6月定例会よろしくお願いいいたします。

平成18年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、次の6項目について行政報告を申し上げます。

1、市町村合併について。

県市町村合併推進本部（本部長石川嘉延県知事）は、学識経験者や各界の代表者で構成された県市町村合併推進審議会（会長大坪檀氏）の答申を受けて、平成18年3月22日に県市町村合併推進構想及び県市町村合併支援プランを了承、決定しました。

構想では、行財政状況や地域的一体性等状況を考慮し、行政サービスや自治能力等の向上を図るため、南伊豆地区として下田市を含む賀茂地区の1市5町での合併の枠組みが示され

ました。

賀茂6市町長は、県市町村合併推進構想の決定を受け、5月12日、県賀茂地域支援局で協議・検討をした結果、合併に関する調査研究組織として、各市町の助役を構成員とした南伊豆地区合併調査委員会を設置することで合意をしました。

南伊豆地区合併調査委員会は、5月23日に第1回の会合を開き、合併に関する調査研究や連絡調整を実施していくことが決定されました。

さらに、作業部会として各市町の合併担当課長で構成する幹事会を設置し、今後、各市町の人口、産業構造、行政水準、行政サービスの比較等の現況調査や基礎調査を実施していくことになりました。

本町におきましては、町の財政見通しや国県の具体的な支援策を見きわめつつ、南伊豆地区合併調査委員会の検討結果を踏まえて、議会や町民の皆様と議論を進めていく所存であります。

2、南伊豆町立小中学校の統廃合について。

小中学校の統廃合につきましては、平成16年10月5日付で、町長から教育委員会委員長あてに、(1)町立小中学校の統廃合について。

(2)跡地の利活用について。

(3)その他関連事項の3項目について検討依頼を行いました。

これを踏まえ、教育委員会では町内有識者19名で構成される南伊豆町学校統合審議会を立ち上げ、平成17年6月13日に第1回の審議会を開催し、委員の委嘱を行い、小中学校の再編成に関する次の4項目について諮問をしました。

(1)小学校を再編成することについて。

(2)中学校を統合することについて。

(3)統合の順序及び年次計画について。

(4)廃校となる施設の跡地利用について。

以来、5回ほど審議を重ね、その間の審議会の経過などは、学校審議会だよりとして、町民の皆様にご公表いたしましたところであります。また、昨年11月から本年2月にかけて実施いたしました町政懇談会の席上でも、教育長、教育委員会事務局の出席のもと、町民の皆様にご経過説明を行ったところであります。

平成18年2月27日付で教育委員会委員長に対し、小中学校の再編成について学校統合審議会から答申がなされ、審議会の結論として、(1)小学校を統合して再編成することについ

ては、南崎小学校を竹麻小学校に、三浜小学校を南中小学校にそれぞれ統合し、南上小学校は統合を見合わせる。

(2) 中学校を統合することについては、中学校2校を1校に統合すべきである。

(3) 統合の順序及び年次計画については、南崎小学校は諸条件が整い次第速やかに、三浜小学校は複式学級が解消されない場合、平成26年に統合すべきである。中学校については、諸条件が整い次第速やかに統合すべきである。

(4) 廃校となる施設の跡地利用については、学校施設は国庫補助により建設されており、国の補助制度の関係を考慮に入れながら、町長部局と協議の上決定すべき問題であり、当審議会では結論を出すべきではないとの内容でありました。

平成18年3月28日に教育委員会委員長から、学校統合審議会の答申内容の報告があり、その後、助役、教育長や関係各課(局)長との検討会議を開催しているところであります。

今後は、この答申をもとに本町の児童生徒の現状、将来予測や住民への統廃合の必要性の認識醸成など、議会や町民の皆様のご理解を得ながら進めていく所存であります。

3、長者ヶ原山ツツジまつりについて。

本年も昨年に引き続き、地元伊浜区、天神原区、長者ヶ原管理組合等のご協力をいただき、4月29日から5月14日までの16日間「第3回長者ヶ原山ツツジまつり」を開催いたしました。昨年の反省を踏まえて、まつりの開始時期を1週間おくらせて実施しましたが、春先の冷え込みが予想以上に厳しかったため、開花がおくれ、数年の株で山ツツジが咲いた程度の状況で開始することとなりました。最終日には七分咲きとなりましたが、昨年同様自然相手のイベントの難しさを再認識させられました。

期間中の来場者は3,044人で、前年比43%の大幅な減となりました。来場者の居住地別内訳は、県内1,757人、県外1,287人、5月5日が最高で321人の方をお迎えすることができました。

大幅な減となった理由は、開花時期がおくれたことはもちろんのことですが、16日間のまつり期間中において晴天となった日は4日間のみで、雨の日が多かったことも影響したと思われます。

しかし、このイベントは、旅行代理店や電話等の照会も多く、今後において狭隘な進入道路を整備し、大型バス等の受け入れ態勢を整えば、一大イベントに成長する可能性を大いに秘めているものと思われます。

まつり期間中交通規制にご協力いただきました天神原区民を初め、草刈り等のボランティア

ア作業に快く携わっていただいた多くの町民の方々、ボランティアガイドの方々等、関係各位に深く感謝申し上げます、今後とも一層のご協力とご支援をお願いする次第であります。

4、平成18年度選定「快水浴場百選」について

環境省は、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺、快適な水浴場を広く普及することを目的として、全国で100カ所の水浴場を「快水浴場百選」として選定しました。

選定に当たっては、40の都道府県から推薦のあった191水浴場のうち、「美しい」「清らか」「安らげる」「優しい」「豊か」という水辺に係る新たな評価軸に基づき、快適水浴場検討会において選定作業が行われました。その結果、弓ヶ浜海水浴場が「快適水浴場」として選定されました。

去る5月24日、東京品川プリンスホテルにおいて、認定書交付式が開催され、湊区長とともに出席し、喜びを分かち合ったところであります。

また、快水浴場百選に選定されたことより、日本の渚百選と二重の喜びになったことにつきましては、10月5日弓ヶ浜において開催が予定されおります第9回全国渚サミットの会場で改めて発表させていただきたいと考えております。

21世紀は、水の環境の時代と言われるように、南伊豆町に残されたすばらしい自然を後世に伝えるべく、今後も豊かな自然と共生するまちづくりを進めていく所存であります。

5、町営温泉銀の湯会館10周年記念セレモニーについて。

町営温泉銀の湯会館が平成8年4月1日にオープンして以来、本年3月31日で10年が経過し、その間県内外から多数のお客様にご来館していただきました。

オープン当初の平成8年度は年間7万629人の入館者があり、平成14年度には9万3,295人と、年間入館者数が最多となりました。本年4月1日には10周年記念として横浜在住の劇団民藝俳優の西川明、純子様ご夫妻に花束及び10周年記念品を贈呈させていただき、西川様には大変喜んでいただきました。今後はたびたび南伊豆町を訪れたいとのコメントをいただき、職員一同おもてなしの心をさらに強め、一層のサービス向上に努めるよう認識を新たにしたところであります。

次に、銀の湯会館の年度別入館者数が記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。平成17年度は8万4,015人、前年比が98.2%で、累計で84万1,407人となっております。

6、主要建設事業等の発注状況について。

平成18年度第1・四半期（4月～6月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとお

りであります。

17年災107号普通河川本瀬川河川災害復旧工事、1,669万5,000円、長田建設工業株式会社。

17年災108号普通河川吉子川河川災害復旧工事、320万2,500円、旭産業株式会社。

17年災109号普通河川大瀬川河川災害復旧工事、1,563万4,500円、有限会社伊豆総合。

17年災110号普通河川仏浦川河川災害復旧工事、945万円、伸和建設。

17年災111号普通河川仏浦川河川災害復旧工事、525万円、株式会社南伊豆造園土木。

17年災112号普通河川仏浦川河川災害復旧工事、546万円、恵比寿建設株式会社。

17年災113号普通河川広浦川河川災害復旧工事、467万2,500円、株式会社保坂建設。

17年災114号普通河川広浦川河川災害復旧工事、1,454万2,500円、栄建設株式会社。

17年災115号普通河川広浦川河川災害復旧工事、483万円、高橋建設株式会社。

17年災116号普通河川赤穂浦川河川災害復旧工事、507万1,500円、有限会社山崎建設。

17年災118号普通河川下流川河川災害復旧工事、203万7,000円、朝倉建設株式会社。

17年災119号普通河川下流川河川災害復旧工事、223万6,500円、池野ブルドーザー株式会社。

17年災120号普通河川青市川河川災害復旧工事、281万4,000円、株式会社西田。

17年災121号普通河川三舛山川河川災害復旧工事、1,869万円、五味建設株式会社。

17年災122号普通河川谷戸川河川災害復旧工事、560万7,000円、有限会社ヤマダ組。

焼却施設定期補修工事、2,205万円、株式会社タクマ東京支社。

以上で、平成18年6月定例会の行政報告を終わります。

議長（藤田喜代治君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（藤田喜代治君） これより一般質問を行います。

保坂好明君

議長（藤田喜代治君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔 1 番 保坂好明君登壇 〕

1 番（保坂好明君） それでは、通告に従い一般質問を早速させていただきます。

まず、通告の 1 点目でございますが、旧薬用試験場跡地利用計画についてお尋ねをいたします。

この土地に関しては、随分もう購入してから月日もたっているわけでございますが、関連で、私はこの場で過去 2 回ほど質問をさせていただいております。そして、ようやくその計画策定について動向がうかがえるようになりましたので、改めて再度町長の考え方と当局の方向性や進め方について質問をいたします。

現在までの薬用試験場跡地利用計画の取り組みについて、今までの経過説明をまず求めます。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この厚生省薬用試験場跡地の利用計画につきましては、かねてより各団体、あるいは庁内でも種々検討をしております。周知のとおり購入時にふるさとづくり推進委員会で策定された下賀茂地区周辺整備計画を初め、職員による研究プロジェクトチーム、産業団体による厚生省跡地利用検討委員会、さらには議員の皆様によるまちづくりの特別委員会でもこの問題を取り上げ、検討してきたところでございます。

詳細につきましては、後ほどまた担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） それでは、経過報告について説明をさせていただきます。

平成14年7月18日に、当時の代表区長であります下賀茂区長の竹本賢吉さんを会長に、ふるさとづくり推進委員会を発足させ、平成15年3月21日に下賀茂地区周辺整備計画としてまとめられました。この下賀茂地区周辺整備計画では第4次南伊豆町総合計画を基本理念として、道の駅、観光産業施設及び観光産業情報施設が提案されましたが、財政上の理由や他の活用方法についての意見も寄せられ、利用計画について再検討することになり、当分の間、緊急課題でもありましたみなみの桜と菜の花祭りの駐車場としての活用が中心となりました。

その後、利用計画は策定するまでの間の緊急活用を検討するため、平成16年8月5日、町職員12人による緊急活用プロジェクトチームを発足させ、農産物直売所の開設、足湯、手湯の建設に寄与したところでございます。さらに平成17年9月6日にメンバーを変え、町職員

15人による緊急活用プロジェクトチームを再発足させ、農業振興会伊浜花卉組合による温室の利用や会議室の文化団体の利用などの提案等をしてまいりました。

また、町内産業5団体から成る産業団体連絡協議会におきましても検討をいただきました。産業団体連絡協議会では、平成17年11月17日に検討組織として14人の構成員から成る厚生省跡地利用検討委員会を設置し、8回にわたり検討していただき、4月25日に道の駅を基本とした報告書が町に提出されました。さらに町議会議員の皆様のまちづくり特別委員会の中でも、この問題につきまして検討していただき、18年3月4日にはまちづくりフォーラムを開催されたことはご承知のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の説明の中で、現在のその跡地には直売所ですね、湯の花の直売所、並びにマーガレットの展示、その他も実際行われているわけですが、そういう方々、緊急的に活用ということですが、その方々と、町とどのような契約というか、条件で行われているのか、これについてはいかがですか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お答えいたします。

今、緊急活用的に運営している中で直売所湯の花、それとマーガレットハウス、あるいは足湯が町の直営という施設でございますけれども、直売所につきましては、町と農林水産物直売所の組合と契約をいたしてございます。マーガレットハウスにつきましても同じく町と無償の契約をしてございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の、これはもうあくまでも緊急活用ということですね。ですから、過去に、これも確認したと思うんですが、このことが今から検討される計画について、私も大体そういう位置づけはあろうと思うんですが、既得権にならないという前提があろうと思うんですが、そういうことでの理解でよろしいですか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） おっしゃるとおり、町の公共的利用計画ができた場合、実施する

場合ですね、いつでも撤退するという契約でございます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、今後この計画策定をまとめるについて、どのようにして進めていくのか、その手法とか考えを伺いたと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問ですけれども、この利用計画を策定するに当たりましては、行政、それから議会、住民が一体となって進めていくことが何よりも重要であるというふうに認識をしております。そのためには各団体からの提案を整理、調整、集約していく必要があることから、去る4月25日に産業団体から報告書が町に提出されたのを契機として、5月11日に各団体の代表者の方々にお集まりをいただき、各団体から検討結果の報告や説明をしていただき、今後の進め方についてご協議を願ったところであります。

協議の結果、新たなる委員によるふるさとづくり推進委員会を立ち上げ、検討していただくことが決定をしております。

詳細については、課長から説明をさせます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 今、町長がご説明申し上げましたように、今後の取り組みにつきましては、町内各階層から幅広く選出したふるさとづくり推進委員20名により発足させ、町長の諮問どおり、平成18年度末最終答申を募りたいと考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 年内にその計画をまとめるということでありまして、ここで再度確認をさせていただきたいと思っております。

組織を構成する際にですね、行政の多くは人ではなくて、肩書で選ぶことが多いようでございます。振興事業の実現性の可否は既に委員会メンバー、ワーキングなどの組織の人選によっても決まると言っても過言ではないと言われます。ですから、そこでこれからつくられますふるさと推進委員会ですか、新たなメンバーで構成されて進むわけですけれども、これについては住民主導型という認識でよろしいですかね、町長。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 基本的にはそういう考えでよろしいかと思ます。

ただ、今までもそうですけれども、それぞれの委員会を編成するに当たっては、やはりよく言われる充て職といいますが、団体のそれなりの職員の人に入っていただくということも当然これは考えられる内容ですし、そういったことも加味しながら編成してまいりたいと思ます。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） その推進委員会、また並びに今度は実施計画等にこれから入ってきますね。そういったときに幅広く町民の皆さんをそういったところへと入れていただいて、いろんな意見の中からはぜひ推進していただくようお願いしておきます。

それで、その質問の要旨3に入る前に、ここでも町長の考えを伺っておきたいわけなんです。この跡地の利用に関しては、少なからずその観光への関連が出てくると思ます。ですから、観光について幾つかお尋ねをいたしますけれども、まず最初として、鈴木町長は、南伊豆町は観光立町だと言われておりますね。では何をもち、この観光立町と言われるのか、これについてお尋ねをしたいと思ます。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、議員が言われるように、我が町は第3次産業であるいわゆる観光サービス業が約7割を今占めております。昭和30年代、40年代、あの観光ブーム、そして現在と、いわゆる我が町は恵まれた自然、資源を生かしながら、観光の町として今まで運営をされてきております。そんな中でやはり何といたっても関連産業の振興は肝要であるということで、いわゆる観光立町として、あらゆる産業の振興を何としても観光に関連づけて活性化をさせていきたいということで取り組んでおるところであります。

そんな中で、この厚生省の跡地につきましても、やはり場所的に非常に利便性のよい立地条件ですので、先ほどから出ております直売所にしても足湯にしても、やはり観光の面であそこは何とか生かされることが一番いいんじゃないかということで、今までも暫定的ではあっても、ああいった形で経営がなされてきておりますし、町でも一部利用しておるわけであ

ります。そんなことで、やはり観光ということが我が町にとっては、地域として今後も考えていかなければならないというふうな認識であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今、町長の答弁にありました恵まれた資源がたくさん我が町だと、ですから、観光立町としてという答弁だったと思うんですけども、恵まれた資源といいますと、例えば海、この豊かな山もそうですね。それから自然が非常に恵まれていると。温泉並びに温暖な気候等が挙げられると思うんです。ただし、これは全国観光地化の中で、我が町だけにあるものではないと思うんですね。では、一体何が必要なのかということが重要になってくると思います。

私は、それらの恵まれた資源にプラスアルファ、これはやっぱり人だと思うんですね。人がそれに加わることによって、地域の特性、またはそれらにストーリーが出てくると。またそれをストーリーを描けるようになると、ここは私は大事なところであるというふう思うわけでございますけれども、そこで観光立町イコール観光地ということだと思いますが、その定義を申しますと、これは本にちょっと書いてあったことなんです、それは地域が持つすぐれた魅力に引かれて人が来ると。そんな最高の称賛に値する地域に与えられるブランド名で、その地域が持つすぐれた魅力とは何かと考えると、農業や漁業といった地域の資源であり、それらがすばらしいから、観光地というブランド名で呼ばれるようになるということだそうです。

では、そのことから考えると、ブランド名で呼ばれることによって、地域の当然知名度が向上すると。その次に、住民が自信を持つことにつながるのではないかと。最終的な結果として、自立に最も必要な地域への誇りを持つ、このことこそが町長が言われる観光立町確立の目的であると、私は理解しておるわけでございます。

町長、それについてはいかが思われますでしょうかね。ですから、観光というとらえ方、これを少し伺いたいと思うわけでございます。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいま言われた中に、自然ということで非常に恵まれていると、資源というお話がありました。実は先般、先ほど私が行政報告でも申し上げましたけれども、

このたびの快水浴場百選の認定証の交付式の際に、認定書の交付式が終わった後、シンポジウムが行われまして、そのときにパネラーの中に女優の岸ゆきさんが入っておりました。そして、この方は今山梨県の山の中で農業を営んでおられるそうです。そして、その方が言われるには、全国には恵まれた自然や資源が多くあると。やはりふだんそこに住んでいるとなかなか気がつかない。しかし、やはり人それぞれ皆さんがこの自然に感謝をし、そしてまず誇りを持つことだということそのときに意見発表しておりました。私もその言葉を聞いていて、本当に思い知られた感じがしたわけですが、今いわゆる誇りを持つということやはり念頭に、そして、これを何としてもそれぞれが認識しながら観光に取り組んでいくということがまず大事ではないかなというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の答弁いただいて、まさしく私はそういうことだと思います。ですから、この資源を生かすような形を政策の中でどんどん使っていただきたい。ただしですね、先ほど観光立町だと言われて、鈴木町長、町長になられて約1年経過するわけでございますけれども、現在の南伊豆町が観光立町として呼ばれるような状況にふさわしいのかと。このことを考えるならば、石廊崎の閉園したジャングルパーク、それから数多くある休耕地、それからここの下賀茂商店街、閉め切ったシャッターも多くなってきております。

こういうことから考えて、それにふさわしいのかということ常々考え、私はそれを思う限りにおいては非常に疑問を呈するところであります。これについては恐らくここにおられる皆さんも十二分にわかっているはずだと私は思うわけですが、なぜでは南伊豆がこのような現状になったのかということでございます。

それでは、町長、先ほど私聞きましたけれども、ちょっと視点を変えて質問いたします。南伊豆の産業、観光産業ですね、いろいろ結びつきたいという答弁もありましたけれども、その基盤、南伊豆の観光産業の基盤というのは一体何だと思ってしまうのでしょうか、その辺をもう一度確認させていただきたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 観光の基盤というのは、やはり今ある各観光の施設がまずあると思っております。そして、やはりそれに付随して道路網であるとか、そういったことも関連があるわけですが、今ですから、例えば我が町でいうと、弓ヶ浜、あるいは石廊崎、あるいは

波勝崎、こういった観光の拠点があります。そして、それぞれ地域にも桜まつりのイベントであるとか、あるいは先ほど行政報告でも申し上げましたけれども、山ツツジまつり、そういったイベント、そういったいわゆる既に行われている基盤ですね。こういったものがあるわけですので、これらの拠点、基盤を生かすことがやはりまず観光の基本ではないかと。そして、やはり観光地として、町民一人一人それぞれがおもてなしの心を持って、そして町に来られるお客さんに対して接するというのもこれはもちろん重要なことでもありますし、そういったことを含めて、観光の場、基盤づくり、環境整備ということが言われるというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私は、今の答弁の中でちょっと思うわけでございますけれども、先ほど質問の中でも少し触れましたけれども、基盤の産業、地場産業だと私は思うんですね。特にこの地域で言うならば、第1次産業、農林水産業ですか、これが私は観光の基盤だと思うわけでございます。観光は当然その基盤の今の上にあるものだと。ですから、町長がおっしゃった施設、道路、そういった拠点、これはわかりますけれども、少なからずこういった地場産業の努力なくして、またそういう環境を維持するような活動なくして、南伊豆町の観光は決してあり得ないということをおもうわけでございます。

ですから、そういうことからすると、まずは小さくてもしっかりとした地場産業を根づかせる、あるいは既存地場産業を活性化させることが私は非常に大事だということをおもうわけでございます。そして同時に、地域の差別化を図る意味でも、また観光立町を確立する一つ目に重要なことがブランド品をつくることだと思っております。時流で言うならば、オンリーワンを目指すということが重要だと私は思うわけでございますが、それについて、町長いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えいたします。

やはり今言われる第1次産業とのそれぞれの観光と結びつけた振興ということ、は前々からも言われておりました、これは我が町でも取り組んでおる経緯もございます。そういうことでございまして、やはり先ほどから申し上げておりますように、観光立町としてそういっ

たことも含めて、それぞれの第1次産業の振興を図りながら、観光に結びつけていくということが当然のことながら、我が町では今後も引き続いて考えていかなければならないという認識ではあります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、では今の認識で私伺いたいんですが、これからの観光、南伊豆町の観光はどうあるべきなのか、あるいは現在の町の観光動向でも結構です。そういう認識があればお答えいただきたいと思うんですが。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今後のということですが、やはり非常にこれはある意味では難しい問題ですが、ご存じのように、今こういう時代に入って、観光サービス業がある意味では全国的になかなか奮わないということの中で、我が町ももちろん同じ状況にあるわけですが、そういったことで今取り組んでおります例えば伊豆のブランド、観光協会でも県の補助を得ながら事業を進めておりますけれども、ブランド事業であるとか、そういった事業として、やはり何といてもこれからはもうある意味では広域的に取り組んでいかなければならないとなかなか1町だけではという問題もあるわけですので、そういったことも踏まえながら、近隣のそれぞれの市町と連携をとりながら進めていかなければならないと思います。

ただ、やはり何といても特色ある観光地づくりというのをしていかなければお客さんは来てくれない。ですから、そういったことを念頭に、町のそれぞれの立場の皆さんにいろいろ知恵を出していただいて、我々も行政としてできることを手助けしながら、それぞれの分野で取り組んでいっていただきたいという思いでいます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 特色ある観光地ですね、これの実現というのはなかなか確かに難しい話なんです、今ちょっと動向等は出なかったものですから、私の知る限りにおいて今ご説明申し上げますけれども、現在の観光というのは非常に町長が言われるように、目的も多様化してきております。それから、一過性の観光から地域の生活に溶け込もうとする観光へと

さま変わりもしてきております。これは地域密着型の観光客がふえている傾向ということで、いろいろなこれも書物に載っているわけでございますけれども、我が町においても修学旅行、これはすごいですね。各地でこれも頻繁に行われております。それから体験型観光がそのあらわれだというように思うわけでございますが、これは今までの状況なんですね。ただし、私が求めたいのは、観光立町を先ほどからいいます確立するための状況において、このままでいいのかなということがあるわけでございます。ですから、さらにそこから一步踏み込んで、観光客が地場産業の活性化やそれから持続化のために参加し、さらには定住を踏まえたみずからの仕事を創出することのできる仕組みづくりがまさしくこの南伊豆町の新しい観光の姿ではないのかなと私は思うわけでございます。

そういった状況を見ると、先ほど東京へ行かれて、そういった方々、講師の方々に聞かれたということで、地域に誇りを持っていくということを伺った。私は非常にそれについてはタイミング的にもよかったなと思うわけでございますけれども、さらにそこから一步来られる方々が地域のそういった産業に対して入っていけるような観光システムの構築というものを築いていただきたいというように思うわけでございますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） そういったことで、今後も進めてまいりたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） またちょっと視点を改めまして、町長、伺います。

これは観光についての最後の確認になりますけれども、我が町のカラーですね、色です。これは一体何色でしょうか。私も今まで伺ったことがございませんけれども、何色なのでしょう、ちょっと教えていただければと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 町の木と花はありますけれども、色はちょっと何色かと言われても、イメージ的には例えばブルーであるとか、明るい色をやはりこれだけ太平洋に面してですね、海に面している町で、明るい色をイメージしたいと思います。その程度です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これは、私は別に町長、ここで決めてくれとか当然そういう話ではありません。ただ、意味合いを持つことが非常に大事だと思うんです。これはその意味ということで述べさせていただきますけれども、これは私の主観でございますから、聞いていただければ結構でございます。そういったことで、なぜ色を私は気にするかといいますと、これで決まった色の話が出てこなかったですね。現在ね、今の状況でそういうことですが、これについてはやっぱり行政がもっと観光に対して強い指導性を発揮していなかった一つのあらわれではないのかなという気がするんです。言いかえれば率先して観光の方向性をしっかり定めていただくためには、やっぱりそういった質問も大事ではないのかなということで、ある意味出させてもらったんですが、先ほど町長の答弁の中に、行政ができることはということをおっしゃっていただきました。しかし、私は町長が観光立町ということ唱えるのであれば、できることではなく、率先して私はやっていただきたいということをおっしゃっていただきます。

その事例として、例えば行政が地域のブランド品を育てようという意識があって、またその活動が実施されているのであれば、自然に私、先ほど伺いました南伊豆町のカラーは一体何色だということに疑問を抱くはずなんです。商品を含む、例えば包装紙一つとっても、デザイン、色、統一性のあるものに、南伊豆らしいものにしようではないかということがやっぱり出るわけでございます。ですから、そういったことが今までに、小さいところかどうか、いろいろ各所ではあったとは思いますが、やはり町としてということが私は伺ったことがない。

また、地域には宝がたくさんあるという言葉をよく耳にいたします。町内には確かに個々の地道な努力によって、その活動が光を放ち始めているものも多々あります。しかし、観光に対する町の方向が私は一貫していないがために、そのほとんどが私は磨き切れていないのが今までの現状だと。町長、今までの現状ですね。ですから、現在までの状況については、それらが向いている方向もばらばら、形もばらばらではなかったのかなというふうに思うわけでございます。ですから、先ほど来から言うように、やっぱり町として観光立町を唱えるのであれば、少なからず率先した指導をいただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 各方面にわたって、そういったことで行政として指導を行いながら、

今後も積極的に取り組んでまいりたいというふうなことです。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私はその方向性について、今伺いたいと思ったわけでございますけれども、昨年の6月定例議会で、私は町長に伺っております。その方向については、自然環境の保全、保護に配慮した住みよいまちづくりの推進、恵まれた自然資源の有効活用と町の持つ魅力、価値を生かした観光地づくりを進めるということをお述べられておるんですね。ですから、約1年、それらの当然町長から指示が出ているものと私は思うわけでございます。ですから、そういったことで、その推進をぜひ今後も進めていただきたい。

とかく観光については総合行政とよく言われます。ですから、ここにおられる皆さんも本当に大変だろうというふうには私は理解するんですが、しかし、その観光振興をする際には、先ほども言いましたけれども、特に町長の指導力、行動力、ともにその役割は大きいわけでございます。ですから、地方分権を意識しながら、地域づくりにふさわしい住民を育て、彼らを主体として自立できる仕組みづくりをぜひ町長考えていただきたいと思います。これが私は観光立町を確立する最後の、3つ目ですけれども、重要なことだと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 我が町にはいわゆる総合計画、あるいは過疎地域自立促進計画等々もろもろの計画があります。そして、それらにはそれぞれ実施計画等が年次ごとに盛り込まれております。やはり我々は基本的にはそれに従いながら行政を進めなければならない。しかし、やはり時代の移り変わり、状況に応じて、これらを見直ししながら、許される範囲でこれは我々も取り組んでいかなければならない。これは普通建設事業等、観光だけに限らず、ほかの事業もすべてそうであります。したがって、観光についてもそれに準拠しながら一緒に考えていきたいという考えであります。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の観光については、るる確認をしたことでありますけれども、これらを頭に入れながら、薬用試験場の利用計画を創造するならば、町長も申しあげましたこの土地の位置づけというのは町のへその部分に私は当たると思いますので、南伊豆町全域をと

らえた非常にユニークな拠点になることが私は期待できると思うわけでございます。

そこでちょっとすみません、事務局、資料をすみませんが、1枚A4のペラの資料なんでございますけれども、そこで町の産業活性と町民の福祉向上が期待できるこの土地に、町長は基本的計画をまずどのようにとらえているのか。先ほど委員会をとということでありませけれども、それではなく、町長のまず考えを伺っておきたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この利用計画につきましては、今後は平成19年度からの事業実施に向けて、先ほどから申し上げておりますけれども、ふるさとづくり推進委員会により検討していただくという考えで、まず基本的にはあります。そして、それぞれの委員各位の英知を結集して、まちづくりの拠点として、町にとって有効かつ有益な財産となるような計画を期待をしているというところでございます。

ただ、この厚生省の薬用試験場の跡地につきましては、私も今残されている建物が何棟かありますけれども、これができれば何とか有効活用できないかという考えのもとにいろいろ検討をしてみいました。そして、あそこが非常に場所的にも恵まれているということで、いわゆる保健福祉センター的な活用ができないかということも前にちょっと申し上げた経緯がございますけれども、検討もしました。しかし、現状のままではなかなか使い勝手が悪いということで、そのまま現在まで至っております。

ですから、今度のこの委員会の中では、やはり観光とそういった福祉の面でも検討をしていただいて、あの建物は残っているということ、そしてあの地形であるとか場所、そういったことを含めた中で、我々の考えも入れていただいて、そして、あそこがなるべく我が町にとって最もよりよい方向で利活用がなされるようなことで、今後この委員会で検討されることが私は一番いいのではないかというふうなことで今考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 先ほど観光についても私は質問しましたけれども、まず、その点に一つ絞って伺いますけれども、観光のすべての原点は生活にあるというふうにも言われております。ですから、まず薬用試験場をとらえるならば、当然質問しました観光においては、こういった観点からいろいろ精査するのも必要ではないかなと。それとあわせて町長の今述べ

られた考え方、それから第4次総合計画ですね。これらを照らし、この町内の資産を生かし、また町民の皆さんも参加できて、産業が活性化する核となるものにするためには、町の魅力である私はこの自然環境をまずとらえるべきだと。そして、ふだん皆様から、または町民の皆さんからですね、初めとする、来られる方々も留意されている、また関心の高い健康をテーマにして考えてみると、今お配りした資料に書いてありますけれども、そういったことでの物事が考えられるのではないかとということをお配りをさせていただきました。

ちょっと紹介をしますけれども、この資料の内容について、第4次総合計画のまず第1章に生涯にわたる健康づくりの推進ということがございます。ですから、特徴ある海岸線の活用や温泉を積極的に取り入れるなど、自然資源の積極的な活用による健康づくりやボランティアの協力による自主的なりハビリ活動も行われるということがございます。

そこで健康づくりに関する施策を充実する必要があり、また目標としては健康増進対策の推進とありますので、私はこのことをとって、まずキーワードとしては食、健、美ですね、この3つに視点を置いたらどうかということをおもうわけでございます。

それから、その物事から要旨をとらえまして、まずこれは教育の中にもございますけれども、食育、若いときから食生活習慣を正してもらって、元気な体を築いていただくと。老後はその体を維持することを目的にするということで、これは4月でしたか、健康増進計画ですか、この中に述べられておるところです。

また健康でおいしい食材の生産と、生産者の顔が見える生産物、地域地産地消の推進、またエコマネー制導入による分別生ごみの収集と循環型社会の構築と。これは神奈川県厚木市で行われておりますけれども、キッチンリサイクルの推進ということで、これは環境省の推進を受けていることだと思います。そういったことがまず考えられると。

それから、抗加齢医学会、また協会の協力のもとアンチエイジングの推進、健康で美しくいられる町の推進と。そして最後に温泉、これを利活用しまして、南伊豆にタラソセラピーの考案と、当然そのほかにもいろいろあるわけでございますが、大きく柱としてこのことが考えられるのではないかなと。

次に、今度は環境でございますけれども、総合計画、第3章環境を生かしたまちづくりとあります。ですから、自然との調和や景観に十分配慮した余暇空間や自然の豊かさを学び交流することのできる環境学習や交流の拠点整備を図ることが必要ということがありますので、キーワードは楽しむ、楽ですね、それから癒しの湯でございます。この2点について要旨をまとめてみますと、例えば町内のお年寄りの知恵、心の知恵を活用すると。そこでの各体験

教室、それから市民農園や体験農園、また滞在型市民農園の実施、それから町内にたくさんあります森、それから海を利用したの海浜、海水浴等、それからトレッキング、ウォーキング、またマリンスポーツなど、いろいろあると思います。ですから、そういったことを網羅することによって、当然薬用試験場がその基幹地となって町内全域に派生するというのが私は考えていけると。

そうしたことで、非常に大事な当然ポイントがございます。先ほど町長にもお尋ねした方向性ということが私は最も重要であるにとらえておりますので、まずこの点1点だけお伺いしたいんですが、町の進むべき方向性を明確にするためには、これはほかの町でもあると思うんですけども、まず宣言をするということも非常に大事ではないのかなと。これは私の考えですので、押しつけでも何でもございませぬが、例えば健康でいられる町ということを宣言するならば、今提案を申し上げたものはすべて当然当てはまりますし、それから町の中の福祉、教育、産業、環境など、南伊豆町独自の政策が打ち出される、打ち出していけるものと私は思うわけでございますが、そういった考えには町長いかがでしょう、宣言をすると。今後の進め方の中で私はこういうことは非常に大事だと理解するわけでございますが、その辺についてご意見を賜りたいと思います。

議長（藤田喜代治君） ここで質問者に申し上げます。

通告時間40分を経過しましたが、1議員60分以内の申し合わせでありますので、この範囲内で質問を許します。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの宣言ということでございますけれども、これはやはり私先ほど申し上げましたけれども、我が町のいわゆる今第4次ですけれども、総合計画がございます。この中にやはり项目的に、あるいは内容でもこういった文言も一部入っております。そして、その中でやはりある意味では宣言的なこともとらえられる分野もあるわけですので、あえてここで宣言となりますと、例えば時期であるとか、場所であるとか、そういったことも考えらなければならないと。ですから、そういったことをやはり総合計画にのっとりながら、どういったことで進めることがいいのか、もちろん宣言ということは大事なことでありますし、いわゆる計画はそのころはもう総体的な町のある意味では宣言でもあると思いますから、私はそういうことで必要とあらば、これは見直しもしなければならないと、このままでよければ今の計

画でいいということで、基本的にはいきたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 時間の都合でありますので、ほかにもちょっと質問あるわけですが、この薬用試験場についてはその資料の最後の方に8項目ございます。ですから、こういうものを私は集積地となるようにぜひ計画を進めていただきたいということをお願いしまして、この質問は終わります。

続きまして、2007年問題についてを伺います。

既にこの問題はもう時間的な猶予はございません。ですから、今まで当局はこの問題についてどのような認識をしてきたのか、まずその確認をお願いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

戦後復興期の1947年から49年ごろに生まれたいわゆる団塊の世代は、2007年から9年にかけて定年退職を迎え、企業の人材確保や年金制度などに大きな影響が出てくると懸念をされているところであります。

本町におきましても平成18年度末の退職者は9人と見込んでおり、その中には管理職5人を含んでおまして、その後の6年間は平均で7名程度の退職者が続くのではないかとこのふうな予測をしております。短期間に多数のベテラン職員が退職することによって、行政運営や町民サービスに支障が生じることのないよう、長年にわたる専門的知識、あるいは知恵、経験などを町の組織としてどのように引き継いでいくか、当面の課題として対応してまいらなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、同じようにですね、これは町の組織もそうですが、例えば地域に帰ってみますと、地域の伝統文化ですね。それからほかにも技術の伝承ということも当然あると思います。そういったことの難しさということは当然出てくるわけですが、ただ、この2007年問題の何ていうんですかね、視点は私は2つあるというふうに思うわけでござ

ざいます。その1つ目は総務省が昨年国税調査の上で発表しましたが、人口が1億2,776万人ということで、過去初めて減少を示しました。それが実質計算よりは2年早いということを発表いたしました。もう一つはいわゆる団塊の世代の方々が大量に退職されて、いわゆる社会情勢に大きなインパクトを与える。これが歴史的な人口減少と構造的高齢化社会の到来ということが言われることだと思います。

ただですね、このことから考えてみますと、都市と地方の圏域で考えた場合においては、少なからずもう50年前からこういった地方、地域から都市へと人口が流出していたという過去があると思います。ですから、今始まったことではない、地方においてはですね。そういうことが言えると思います。そして、特に若者ですけれども、流出によって地域経済や1次産業の衰退に苦慮しつつも各地域では発展を目指し、振興の努力をしてきた背景もあると思います。ですから、700万人も団塊人の半分強が都市圏に住んでいると言われておりますけれども、そのことを考えれば、2007年問題は大都市の問題であろうかなと私は思うわけでございます。

ただ、では何でこの問題を取り上げたかといいますと、当然それに派生していく課題が出るわけでございます。先ほど町長も言われました一つの町の行政の中の組織をとってみてもそうです。地域の状況を見ても伝統文化、またその技術の伝承というのは非常にこれから難しくなっていくということでございます。

その次に考えられるのが大都市、特にこれは2万人を対象にして調査データが出ておりますけれども、その約4割が退職後、自然豊かな地域に住みたいよという希望があるようでございます。ですから、このことを受けて、Iターンの需要というか、可能性が非常にあるのではないのかなと。

私も事実、不動産を営まれている方々、幾つかにそういう話も伺ったわけでございますけれども、少なからずやっぱりそういった問い合わせというのはふえていると。では例えば薬用試験場跡地に、その地域の生活の知恵や技術を学べ、多くの人々が集まる観光の姿があるとするならば教え学ぶ、地域を学び足りない人はそこに定住すると、そして学びが仕事へと変わって、季節や風土などが地域の固有性を生かして、小さくとも地域性豊かなそこでも新しい産業ができてくる可能性も十分にある。それらは一つ一つ小さいわけでございますけれども、地域としては非常に集客産業になる可能性が大きいと。ですから、そういったことが先ほどの質問とも重複しますが、地場産業形成の上で考えられることではないのかなと。大都市圏に住む大半の人たち、退職されたといっても、気力、体力ともにまだ十分そのエネル

ギーは残っておる方々が大半でございます。ですから、自然豊かな農山漁村に住みたいという希望があるならば、南伊豆町としてはそういった方々をどのようにとらえ、またどのような形でまた問い合わせがあったら指導するのか。まず行政サイドに今まであった事例などもありましたね。それを紹介をしていただきながら、今後の当局の姿勢を伺いたと思います。議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） まず定住希望者の事例等でございますけれども、先般も答弁したかと思っておりますけれども、田舎暮らし10万円生活というようなPRもございました。それから、退職間際、あるいは退職された方からの問い合わせ等もございます。また、若者20代から40代の方につきましては、農業を中心に問い合わせ等がそれぞれの関係課に来ておるところでございます。その事例としましては、メール、はがき、来庁、電話での照会等がございます。

町の対応等でございますけれども、まず実際にこの南伊豆町においでいただき、自分の肌で体験をされ、生活の糧をどうするか、交通の問題や医療の問題、老後の対策など、十分検討されることだと思います。賃貸の家や住居の紹介などにつきましては、現在のところ行政では不動産業者との関係や地元の意向などを踏まえなければ難しい面があり、現在は行っておりません。しかし、平成17年度南伊豆町行政改革大綱の方策の一つにもなっています人口増加施策と少子高齢化社会の取り組みとあわせて団塊世代の都会から田舎へ移住、交流居住希望者に対して、正確な情報提供及び受け入れ態勢など、両様な手だてを検討しながら、その備えに努めてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひですね、それはお願いしておきます。

それで、最後にもう一つ言わせていただきます。町長、非常にこれも大事なことです。すなわち情報基盤の整備でございます。この後同僚議員が質問しますので、私はさわりだけちょっと触れておきますけれども、このブロードバンド整備は、今の時代は田舎であればあるほど私はその整備が必要である。ですから、田舎にいて仕事ができるのはこの整備があるからなんですね。ですから、その認識を町長にぜひ持っていただきたい。これは町を活性化させる一つの方策として非常に有意義なんでございます。ですから、その物事をまずとらえていただきたい。

今まで質問しましたが、このいずれにしても2007年問題はとかくマイナスイメージで報道されているのが実情であります。ただ、地方においては先ほども述べましたけれども、団塊世代のふるさと回帰をもたらし、それが地域の復権をなすエネルギーに私は必ず変わる。またその可能性を非常に秘めているということでもあります。

ですから、町の姿勢を早急に再検討し、体制を整えていただきたいということを強く思うわけでございます。最後、町長、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのいわゆるIT時代と言われますけれども、この情報につきましては、私どもいろいろ過去にも、例えば携帯電話であるとか、あるいはインターネットの問題等々もこの議会でも取り上げてまいりました。我々もその内容を十分承知しておりますし、何とかしたいということで今取り組んでおるところであります。これは後ほどまた別の議員からの質問も出るようですので、そこでまたお答えしますけれども、こういったことで今取り組んでおりますので、ご承知願います。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） これで私の質問を終わります。

議長（藤田喜代治君） 保坂好明君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

横 嶋 隆 二 君

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私は、通告に従い南伊豆町住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今日の社会情勢ですが、政府が5月の月例経済報告の中で、景気が引き続き回復をしていると。これはいざなぎ景気を上回る勢いだという、そういう指摘をしております。一方では、地方にはその波及が来ないとかという見方もありますが、今社会的には非正規労働者が大幅にふえて、正規職員が少なくなって労働者が減っている。そういう事態の中で一部の大企業が史上最大の利益を上げている。これが経済の景気の現状ではないでしょうか。

私は、そうした状態が地方に波及することは、時間がかかっても、ないどころか格差が一層広がっていく懸念をしております。そうした中で、本当に国民が安心して生活できる医療、経済環境をつくっていくということは非常に大事なことであり、そうしたことも念頭に置いて質問を行いたいと思います。

まず、一番目の質問項目は、社会教育の評価と今後の見通しということであります。

これについては、少子化が進み、南伊豆町の中でも先ほどの行政報告で学校統合審議会の経過が報告をされました。こうした流れに歯どめをかけて、活気ある町を再度つくってきたいという思いがありますが、現状こうした中でも教育委員会の中で社会教育の部門、これは社会教育そのものは非常に幅広い概念がありますが、派遣社会教育主事によって、この間築き上げられた南伊豆の社会教育環境というのは、子供たちの成長にかけがえのない影響を与えてきました。

これが最近一番新しいのでは、第28期の県の社会教育審議会の中では、こうした社会教育のあり方に対して、いろいろな提言を出されて、その教育主事の派遣の動向に対しても将来これが流動的である、そういう状況がわかりました。こうした問題が一たん事が決まってからでは遅いし、社会教育のいわゆるこれまでの評価をどのように現場ではとらえていて、またこれを制度の流れの中でどのように対応していくのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

最近の我々を取り巻く環境というのは、これまでの価値観の見直し、あるいは急激な社会

の変化への対応など、大きく変わってきております。このような時代の変化の中で、これまでの学校教育などでは対応できない場合が出てきております。新たな対応が迫られてきているところであります。

そこで、国や県では社会教育や生涯教育の必要、それから重要性を説き、その施策を推進してきております。我が南伊豆町でも国県や、それから町の将来を担う児童生徒の健全なる育成が最も重要な施策と考え、進めてきたところであります。具体的には、子供たち同士の交流の場であるふるさと学級、地場産業である漁業体験としての水産教室、親子交流の場としてのふれあい学級、青野川さくらマラソン、都市との交流の場である横浜交流学习、奉仕活動体験の場である南伊豆町ハローボランティアへの参加などが代表的な事業であります。

このような社会教育事業につきましては、学校教育では得がたい自然や地域との触れ合い、他人を思いやる奉仕の心の醸成、都市との交流では本町では経験できない社会見学をし、たくましい行動力の育成など、児童生徒の人間、人格形成にはよい施策となっていると考えております。

なお、詳細につきましては教育長から答弁をさせます。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今、町長の方からお話ありましたけれども、私はダブらないように教育委員会の事業、社会教育事業の中で最も古い歴史を持っている30年間以上も続いているふるさと学級、これをちょっと例にしてお話したいと思います。この事業は最初は正月の飾りづくりとか、あるいは竹を使った工芸品づくりとか、制作的なものを柱として出発したというふうに私は記憶しております。

その後、社会情勢の変化ということなんですけれども、生涯学習の時代ということで、国を挙げて1980年前後だと思えます。全国的に生涯学習ということを前端的に打ち出されてきました。そして、ここのところで約七、八年ですけれども、学校週5日制というものが出来まして、このふるさと学級の中身もちょっと変わってきております。現在今行われているものをちょっと紹介しますと、海岸でキャンプをすとか、あるいは山登りを行うとか、スキーやスケートまでというような非常に幅広い、単に地域にとどまらないような活動にまで広がってきております。これは学校5日制を当然背景にして、いわゆる教育委員会の社会教育の行事が現在の子供たちの健全育成を進めていくこと、要するに学校でできないものを補完していこうというふうな事柄がバックにございます。

先ほど町長のお話にもありましたように、そのことが南伊豆の子供たちを非常に思いやり

のある子といますかね、たくましい子供づくりというふうな点で役に立っているというふうに私は考えております。こうした活動は少なくとも南伊豆には非行はなしというふうな子供たちをこしらえていることにつながっていると、土壌づくりにはなっているというふうに判断しております。

そのほかの点については時間の関係で省略いたします。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） まだ大丈夫なんで、こうした中で教育長ね、制度の変更の、制度改正の予測というんですか、派遣社会教育主事ですね。こうした動向をどのようにとらえて、今評価された社会教育を今後継続していかれるのか、あるいはそのためにはどのように考えておられるのか、その点をお聞かせ願えますか。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） ただいまの件でございますが、平成19年まででいわゆる社会教育専門員というのは、県はいわゆる給料まで保障した派遣を打ち切ると、こういうふうに言っております。したがって、平成20年度以降は人材派遣はするけれども、給料面は町で補いなさい、こういうような派遣計画になっているということは、平成16年ですから、一昨年出されておまして、3年間の猶予期間ということで、平成19年、来年で打ち切ると、いわゆる財政的な補助のある事業としては打ち切りと、こういうことになります。

現在、町の負担は約250万円くらい、前後ということでございます。これが打ち切られますと、町としては900万円と言われておりますけれども、負担が急にふえるというようなことが言われておりますし、そういった中で先ほど申し上げましたけれども、社会教育は非常に大切な分野でありますし、南伊豆町の社会教育は、私の考えでは少なくとも文化面はもちんのこと、静岡県下でも進んでいる方であるというように判断しております。この状況にある社会教育を衰退させたくないというような願いが強うございます。

そのために制度改正ということでは、どうしたら乗り切れるかという問題ですけれども、現行のいわゆる派遣制度で持っていけるなら、これ一番いいと。学校教員が派遣されておりますので、学校との連携とか、家庭教育の向上、これは社会教育法でうたっておる事柄ですけれども、それについてはやっぱり学校現場にいた人間が非常にぐあいがいい。子供を扱うのにも上手であると、こういうことでございます。しかしながら、願いとしてはそのまま継

続したい。しかし、財政的に町が大変であることもわかりますので、この先をどうするかということについては、どうしてもできなければ、町の職員の中でいわゆる社会教育主事の資格を持った人間を探すとか、あるいは報酬に入れてつくとか、そういうことを通して新たな歩みに変えていかなければならないと、こういう状況に現在ございます。

委員会としての願いはそういうことでございますけれども、いわゆる大きな財政負担をするか否かというのは、これはまた町長部局との相談の上で決まっていくことというふうに考えております。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 今、教育長がこの歴史的にも中身的にも進んでいるというこの町の社会教育のことをおっしゃられました。私もこの半島先端の南伊豆町、過疎地、過疎地と言われますが、子供たちがスポーツやあるいは勉学の面でも最近の報道されている中でもこの町を巣立っていった子供たちがインターハイに出場するとか、本当に努力した、小さいところだからだめだとか大変だとかではない。本当に誇りを持って頑張っている生活をしている、あるいはそれぞれの立場で分野でやっている。こういうところが私はこの小さい町で非常に広い中でも、ふるさと学級の話がされましたが、自分の子育ての経験の中でも小さいながらも、町の中での交流を通じて、お互いを知り、そしておのれを知って、この町を知って、そして誇りを持って生活をしていく。それが培われているんじゃないかというふうに思います。

今、この場ではその制度改革の将来、19年度ですから、時間は限られているわけですが、どのようにするかということは本当に継続するという、やはり方針のもとでどうするか、ここは議論を重ねるべきであると思います。

その1つに教育長がおっしゃられましたけれども、学校の現場とのかかわりが欠かせないという点は、これは社会教育審議会の第28期の答申ですかね、結論の中でも、議論の中でもこういう文脈があります。社会教育行政の一般行政部局への移管という項目の中で、子供が育つ地域社会づくりと学校が離れていく問題、すなわち子供の発達環境を支える生活環境、地域環境への視点や接点が弱まる危険性があると。これからの教育行政には子供の生活環境である地域の教育力を支え、高める人材の支援や輩出も強く期待されており、このことは学校教育と連携して取り組まれるべき課題であるということで、少子化がまだ進んでいる中で学校のいろいろいきさつ、統合だ何だ、そういう課題もありますが、やはり社会教育と学校

が連携してこそ、そこに力が、あるいは成果が生まれてくるという点で、答申の中の一方では、町長が最初に報告した社会教育が全般、生涯教育も含めた対応ということもありましたが、即座に一般行政に移行できるかという、やはり熟慮しなければならない問題があるということで、いわゆる派遣が打ち切られたときの費用負担をどうするかという問題に特化をしないで、いわゆるどうあるべきかということは今から町長部局と教育委員会、そしてPTAや住民、保護者の意見も聞いた上で検討していくべきだと思いますが、その点、町長いかがでしょうか。

派遣されて財政が大変だから、これはできないとかいうことではない。かといって私も考えましたが、職員採用の中で系統的に社会教育主事資格を持つ人を募集していくという、そういうこともありました。もちろん教職免許があるということではありますが、かといって採用した人間を同じ部署にずっと置いておくということもなかなか、今3年交代でこれまでやられてきていますが、そういう問題ももろもろ議論した上で解決を図っていかねばならないと思うんですね。その点、町長の認識を最後に聞いて、この問題を締めたいと思いますが。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この社会教育につきましては、先ほど教育長からも答弁しましたように、非常に我が町の社会教育は今まで良好な状況で経過してきているということの中で、やはり今後もこれが引き続いて行われることが私は最も重要であると思えますし、ですから、県からのそういった職員派遣の問題、それから職員のいわゆる資格の問題、それから人件費の問題等もありますけれども、こういったことをよく考えながら、今までの社会教育が後退することのないように、今後も引き続いて進めてまいりたいというふうに基本的に考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 今、この社会教育の問題もですね、合併を推進する中で自治体が大幅に減っていると、そういう傾向の中でのこういう提起がされているということですね。小さくても輝く自治体ということが地方行政、全国町村会でも紹介されていますが、まさに自治体の中を構成する子供たちが本当に輝いていてこそ、将来がやっぱり展望されるというこ

とで、ぜひ見据えて検討を始めていただきたいと。

2つ目の質問は、農林水産行政についてであります。

幾つか項目を挙げております。南伊豆町の総合計画でも、これまで南伊豆町の農業環境の分析を述べて、そして、あるべき方向をこれも列挙してあります。これは言うまでもなく南伊豆町が中山間地域、山林が80%以上占めて平地が少ない、こうした中で町の特性を生かして、地理的という特性を生かして、生産性の高い農業基盤整備や、あるいは就業機会の創出、農地の集積、都市との交流、遊休農地の活用、こういうことが列挙をされておりますが、改めて農林水産行政、1次産業の問題ですが、だれもが本当に取り組めるという点では農業、水産とか林業はそれ以上の特殊性がありますので、こうした行政の課題、そして見通しをどのように行政の担当のところにとらえておられるのか、その点をお答えしていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この農林水産行政ということでありまして、私、先ほど申し上げましたように、我が町は、いわゆる昭和30年の合併当時はこの第1次産業が約7割を占めておりました。そして、今の第3次産業である観光サービス業等が10数%、ところが今はこれが逆転をして、いわゆる第1次産業が10数%という時代の流れとともに、そういった産業の構造も変わってきております。これは日本のいろんな政策的なことあるでしょうけれども、特にやはり高齢化が進む中で、後継者問題、そしてそれぞれの農林水産業に従事する方の高齢化等々があって、今現状先ほどからも出ておりますけれども、第1次産業がなかなか大事にされない時代に入ったということだろうと思います。

そんな中で、特に農業では高齢化が進んで跡継ぎがないのが、先ほども言いましたように現状であり、いわゆる耕作の放棄された地域、耕作放棄地が増大してきております。さらに農地の基盤整備ができていない、こういったことで圃場条件が悪いところが多いということや、それから今までもいろいろ出てきておりますけれども、いわゆる有害鳥獣、こういった被害が多く、作付が非常になかなか難しくなっている、こういったことも挙げられております。こういった現状を詳細に把握しながら、先ほど言いましたような耕作放棄地をどのように活用し、減らし、またいかに防止していくかというのが今課題であります。

このような課題に対する今後の対策としましては、国県補助による中山間地等直接支払い制度を活用し、作物生産と多面的な機能を促進する集落活動の推進、認定農業者等に利用権

の設定をして規模拡大を図る。猟友会等との連携による有害鳥獣の駆除、高齢者でも栽培が容易な奨励品目の作付の推進等をして、こういった耕作放棄地の解消を図ってまいりたいというふうに思っておるところであります。

また、担い手の育成としましては、農協、漁協、農業振興会等の町内の各団体等との連携により対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） この点、町長答弁でおっしゃられたんですが、現場の直接の担当者のところでは、同じ思い、あるいはもうちょっと深い、異動で課長着任されたばかりですが、どのように思いかちょっと聞かせていただけますか。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） この農林水産業のいわゆる課題については、非常に今町長が申し上げたように、今始まった問題でなくて、過去からずっと引きずっている大きな問題でございます。町長が今る述べたところでございますが、担当課長といたしましたらば、やはり一番大事なのは遊休農地対策でなかろうかなと、このように思っております。この遊休農地対策につきましては、私が聞いたところによりますと、県議会の委員会等でも議題に上がっていると、こういうふうに伺っております。

そういった中で、2005年の農林業センサス、これを見ますと耕作放棄率が非常に高いと、35.3%ということで、この問題が非常に大きいということで、今町長から述べたような形で認定農業者への集積、あるいは兼業農家等への集積等々が今後考えられる大きな問題だと思います。

ただ、先ほど来出ている2007年問題等々にも影響すると思えますけれども、ある意味定住していただいて、そういうところに農地の集積ができるかなということもちょっと考えてみましたけれども、やはり法的なものとか、そういうものがございますので、農業委員会と、あるいは農業振興会等、あるいは農協等と協議して進めていければなと、こんなように思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 直接聞いてよかったと思います。いわゆる細かい点ですね。というのは、これは直接担当の責任とか、これまでも過去から引き続けているということでありますが、もちろん日本社会の大きな問題で、これは地方が本当に地方の特色、地方の地域を守りながら生きられるかどうかというのは日本社会の大きな問題です。

今、言葉では地産地消ということが全国で大きく推進されて、これは私も一般質問で10年ぐらい前から言っていましたけれども、東北の農業地帯の岩手県なんかではもっと盛んに古くからやっています。首都圏から遠い東北とか、あるいは鹿児島、宮崎、こういうところでは1次産業の農業がこの間議論をされた観光の基盤となって、いわゆる生産が本当に観光の基盤になっているということでもあります。

静岡県は非常に大きいところですが、大方工業県ですから、そういう中で地産地消の声が出されて、それ自身は悪くありませんが、しかし、日本の政府の流れは地産地消ではなくて、輸入農産物をうんと拡大するというので、日本政府自身が地産地消になっていないという大きな矛盾がいわゆる地方行政で物事を進めていく上での一番大きなネックになっているということは、ここは私は見据えておきたいと思うし、これは環境問題と絡めても、大量の燃料を使って穀物を船、あるいは飛行機で持ってくると、あるいはこれは最近水も運んで、地球の水を移動するという問題、これからもこういう点からも日本政府が推進している農業政策が抜本的に地産地消、そして真に環境をですね、これは京都議定書の問題含めてもこうしたことをとらえる。これがひいては地方の積極的な取り組み、あるいは取り組みをしようとしている1次産業、農林漁業の活性化に大きな励ましと同時に、その基盤をつくるものだという事は私は言い過ぎではないし、そういう方向が求められているということをも指摘しておきたいと思います。

さらに、課長がいわゆる農地の集積以外の可能性を言及されましたが、私はこの集積、認定農業者、あるいは専業、兼業であっても、これを今の国の政策も含めて農業だけで安定した所得を得て生活する、そういう農業者をふやすということはただならないことで、これはこれまで努力をして続けてきている方々、ここには園芸科も備える分校が町民の力で築かれて久しいです。そうしたところを出た方々が踏ん張ってやられている。

こうした方々に敬意を表すると同時に、私はこうした学校の蓄積を基盤にして兼業、あるいはシルバー農業、移住者、これは移住者の農業形態としてもですね、また最近の2007年問題もありますけれども、いわゆる2007年の対象となっている団塊の世代の子供、師弟が農業志向で全国各地に散らばってきていると。そして、これが南伊豆町にもそういう波及もして

いるということは、冷静に見て、その発展方向も考える必要があるし、退職者の動向や興味、この地域が気に入って、環境、気候が気に入って、ここに住んで、農業をしようと思って住んだわけではないんだけど、環境が気に入ってやってきたけれども、生活の糧を得ようとしたときに、これがはたと困ると。かといって農地も多く農地は、広い農地は借りられないという中で、全国の各地の取り組みでは言葉では市民農園ということがありましたが、農業地の荒廃地の利用増進法を活用して、いわゆる専門をやるには認定農業にならないまでも、区分けをして、1畝や1畝の半分、そういう規模ですね、いわゆる10坪とか、あるいは5坪とか、そういう区分けを地主さんとの間に交わして、貸し農園、地主にもいわゆる土地をきれいにしておく状況が生まれるし、そういう利活用が単に滞在型ではなくても、この地に住んでいる人の中でもそういう規模を持っている方がおられます。1反とか、南伊豆町の農地は狭いとはいっても、それでも水田の放棄地を考えても1反では広過ぎると、とても。しかし、それを10にも5つにも分ければ、これは家庭菜園の延長でやれると。

私は、そういう取り組みがこの間自然発生的には湯の花の直売所、直売形態が町の農林担当もあそこの活用の一環としてですね、一助としてこれを推進、あるいは提案をしてきましたが、いわゆる生産者と消費者の交流の場、どこかの団体が利益を上げるというのではなくて、生産したものが利用者と生産者と消費者との交換の場になっていると、委託販売という形式になっていますが、この広がりです、これを重視する必要があると思います。そういう発展方向をとっていく。これはこの間合併問題でも提案して、小さくても輝くまちづくりを取り組んでいる雪深い長野県の栄村や高知県の馬路村、そういう自治体の例でも多様な形態の農業分野をやはりこうした農林、現場の担当のところで、現場の声を聞きながら進めていくということをやっているところで大きな成果を生んでいるところがあります。こうした方向の推進をもっと考えるべきだと思いますが、ちょっと簡単に認識を。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの質問ですけれども、やはりあそこの直売所は非常に成績を上げてきているということで、やはり地産地消ということを言われましたけれども、今年も生産者があそこに持って行って、そして直接あそこで販売し、消費者が商品をとれる。そういったことで、観光的にもそうですけれども、やはり地元の方々も相当あそこを利用しておるようです。

そういったことで、我が町はなかなか専門的に、先ほどからも出ておりますけれども、農

業にしても水産業にしても大変な時代に入っている。そういったことの中でやはりそれぞれの生産者が希望の持てるようなそういった販路を確保して行って、将来的にもできる限り自立して、あそこのいわゆる跡地問題も今いろいろ議論されておりますけれども、何としてもああいった直売所的なものはどうなるうとも引き続いて私は残していくべきだなというふう
に考えておるところでございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 菓用の跡地利用計画は、私は全体で先ほどの議論でもありましたが、計画をしていただいでいくべきだと思います。今回のこの提案の中では、そのいわゆる生産とあらゆる生産、いわゆるこれまで市場にしか農業者が出荷できない、直接販売というのもありましたけれども、少なかったけれども、町の中に直売所ができて、だれでも出せると。これは農業者に限らず、あそこでは水産物、工芸品も販売をされて、そこで生活の糧を得る。これは主要な問題ではないにしても、南伊豆町の中には国民年金で生活されている高齢者もたくさんおります。また自分の生きがいとして農地を求めて、これをやり始めると、生産を始める。そこにやはり発展の兆しをぜひ見てほしいと思うんですね。

湯の花の直売所の総会がありました。これはちょっと担当の方はあそこでは助役があいさつされましたが、助役さん、資料渡っていますが、資料をやっぱりぜひ詳細に見ていただきたいと。町の中の専業とか兼業にかかわらず、登録者が250数人、それがまだ今でも伸びていると。出荷者も150人を超えて来始めていると。これが端緒的な形態でも、全体であそこで売買された、交換された額は1年間で4,300万円、これは一見多いように見えます。農業部門では多いんです。ただ、行政報告でされたような、いわゆる請負事業から比べれば微々たるものです。しかし、この土地で生産をして、そのお金が全部売店の人たちと生産者、そして消費者の交流で行われているというこの意義を非常に大きく見る必要があると思います。

愛媛県の内子町というところがこういう直売形式を出資者方式でやって、これは行政の課長職を事務局長に充てて取り組んだ経験があります。もう10年間の実績がありますが、図書館にある定年帰農の雑誌の中にも今でも記事としてありますが、役場の課長職を事務局長に充ててやって、初年度は同じ規模なんですね。その後、今10年たって10億円の販売、もちろん中身の発展形態もあります。それが地域の貢献に役立つし、観光客がそういう生産して元気な町に多く来ているという結びつきがあります。これは先にまたいきますけれども、そう

いうものにつなげていただきたいということであります。

今、答弁は求めませんけれども、引き続いてこうした問題を考えていくと、次の項目に過疎計画で、薬用の跡地に山村振興計画、これは跡地利用の問題とは別個に平成16年度の過疎計画の中で、あそこの利活用の問題で山村振興計画がありました。こうしたことは財政状況から見ても、これは大幅に見直しというか、先送りにしてですね、利活用の問題、そしてあるいは1次産業との位置づけ、観光との連携を考えて見直す必要があると思いますが、この問題についての答弁をお願いします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

いわゆる山村振興計画の見直しですけれども、この平成15年度に策定した第5期の山村振興計画の中で、平成17年度から平成21年度までの過疎地域自立促進計画として、今後実施予定のものは農林水産物直売施設、それから総合鳥獣被害防止施設であります。

山村振興事業は現在元気な地域づくり交付金に名称が変わりましたが、この補助事業につきましては、町の財政状況を見きわめながら実施してまいりたいというふうに思っております。特に農林水産物直売施設につきましては、現在旧薬用試験場跡地を今後どのように利用するのか、まちづくり委員会や産業観光団体に計画の策定等をお願いしているところで、この結果を反映させたいと考えております。

昨年3月から農業振興会員等が主催となって、現在農林水産物直売所湯の花を町の提供した旧薬用試験場の一部を改造し、順調に営業しており、高齢者や兼業者等の小規模生産者の収益向上につながっております。地産地消の促進を図り、生産者の収益向上や生産意欲を向上させるためにも充実した農林水産物直売施設の建設が必要と思われれます。町の財政が厳しい中、関係各団体に意見を取り入れ、建設時期、規模、施設内容等を精査し、実施をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 農林水産行政の中で、次に山の問題で、緑の雇用担い手育成対策事業についてであります。

これはかいつまんで話すと、いわゆる林業の担い手、もうほうっておけないという形でこ

ういう事業が実施されたわけですが、この15年度、16年度、17年度とやられてきました。また18年度からは似たような事業がされます。これは担い手ですね、後継者の育成研修をもとにする事業ですが、私は町で行われた事業を一般論としてやること自体は非常に価値があると思うんですが、一つ町民から盛んに出たのは、町有林を活用して、ここのいわゆる研修ですね、この事業で行った伐採木等の処分ですね。これがいわゆる実施協定書の条項の中で、指導的条項の中では伐採木はこれは所有者のものであると。その利活用に関しては協議をするということであります。ところがこの15年度ですか、当初16年度ではこれがない。17年度はまた別な形でありました。この点をどのように見るのかということが一つ。

もう一つは、いわゆるこうした事業を行う上で、私も実施した山をですね、現場を枝道も含めて踏破してきました。南伊豆町で一番標高の高い馬夫石の下まで道がついて、できていたんですが、担い手育成事業の中であるべき姿というのはどういうものか。これが現場の今の職員の状況でどの程度それが認識できて、あるいは指導ができるかと、そういう問題も含んでいると思います。

今年度森林税なども導入されて、こうした事業を行っていくと、町民がみんなですね、県民がみんな税を払って、ではそういう事業をどこがやっていくか。問題があるときに、いわゆる農業者もそうなんですが、一定の規模がある大きいところだけそういうものをもって、現場の担当はどの程度まで専門知識なり、あるいはほかの類似できる認識を持って取り組まれるか、こういうことが非常に大きな問題だと思います。

課題としては新たな事業家をどうやって育てるのか、担い手を育てるのということではありますが、協業体も含めて、新たな事業体に育てたり、あるいはそれをどうやって見きわめて政策的にも町の行政の財産として、これを普及していくのか。こうしたものがこの協定書の中で見られた中に、私は見られると思うんですね。その点をわかる範囲でちょっと答えていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

緑の担い手育成対策事業につきましては、緊急雇用対策で森林作業に従事した者を本格雇用へと誘導し、そして基幹的な林業就業者として地域への定着を図ることを目的としておるところであります。森林の整備等を担うことができる能力を付与するための研修等を全国森林組合連合会が事業実施主体となって、林業事業体へ担い手育成活動事業を委託し、実施す

る事業であります。

この制度は、平成15年度からスタートし、当町におきましても一条西ヶ谷の町有林を研修フィールドとして林業事業体に提供し、平成15年度、16年度、17年度の3カ年にわたり事業を実施してまいりました。平成15年度には2.85ヘクタールのエリアで、基幹作業道開設、杉、ヒノキ間伐、ヒノキ枝打ち、間伐材搬出を、平成16年度には3.5ヘクタールのエリアで基幹作業道開設、杉、ヒノキ間伐、間伐材の搬出、除草等の林道手入れを、平成17年度には5.65ヘクタールのエリアで基幹作業道の開設、除伐、間伐、間伐材の搬出、除草等の幹線路網手入れをそれぞれとり行ったところであります。

事業実施に際しましては、県が推奨しております手法として、高性能林業機械を導入し、高密度作業道を開設、列条間伐による伐採を実施いたしました。この手法は県が推奨している手法であり、今後の林業スタイルのメインの手法となっていくものと思われませんが、当地域では余りなじみがなく、作業方法も不明確であったため、事前に当町町有林を担当する林業事業体が県の林業技術センター研究員を現地に招き、2日間にわたり、作業道の開設方法、立木伐採方法等の指導を受け実施した事業であります。

この事業は最新の手法で行われたため、林業関係者の中では関心も高く、県林業技術センターの研究報告書、業務成績報告書にも掲載され、他地区の森林組合等も視察に訪れたと聞いております。昨年度までの3カ年で一条西ヶ谷の町有林での研修は終了いたしました。関連どころと事業実施計画、実績報告を町に提出させ、事業終了時には完成検査もとり行い、適正なる事業実施を心がけてまいりましたが、何分にも新しい手法のため、町民の皆様の中にはご理解が得られなかったことも事実であったかと存じております。

町といたしましても、林業担い手の育成の部分と町有林の適正なる管理の部分で検討を重ねた上での実施でございました。今後の緑の担い手育成対策事業の課題といたしまして、林業担い手の育成と、未来を財産として、立木の価値を高めるための町有林の適正なる管理を総合的に判断しながら、議会の皆様、町民の皆様への説明責任を果たしながら、慎重に進めていく所存であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 質問で出しましたこの事業で行われたいわゆる伐採木の所有権の問題、それが協定書に欠けている部分もあると、15年、16年、この点の認識はどのように思っ

ていますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ご指摘のことにつきまして私も内容は把握しております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

〔「簡単に」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お答えいたします。

今、町長お答えしたとおり、この事業は平成15年度から一番初めに町の方にその話ございました。そういったもので全森連から協定書のひな形的なものはございました。当時、町の町有林を整理しますと、とても金がかかるという部分で、先ほど町長の答弁がございましたけれども、これによって町の町有林の整備、あるいは担い手の育成につながるという部分で協定を結んだわけです。議員ご指摘のとおり、平成15年度、16年度につきましては、伐採木の処分についての協定の内容にちょっと漏れがございました。この点はちょっと異議が生まれたかなというふうに思います。17年度につきましては、そういうところを踏まえて、処分木の売り払いと伐採木の売り払い等については森林作業費に充当するものとする。また売り払いについては、売り払い先、金額等を町に報告するものとするという17年度の協定がございます。

今後につきましては平成15年度、16年度、売り払い先、そういったものにつきましても、あるいは今後の研修フィールドとして、町の町有林を調整ができるかという部分含めまして、詳細に委託業者と協議していきたいなというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この問題、全体の問題終わりにしたいと思うんですが、いわゆる今後の行った事業体だけではなくて、担い手をほかの事業体も育てる上で、やっぱり基本を外さない協定をきちんとやるということがないと、先ほど町長が県の指導にのっとってやったということではありますが、いわゆる組合には機械にしても税で多額の補助がされております。そして、いわゆる伐採木も私も山へ入って、助役も入ったといいますが、質問の関係で答弁省きますけれども、やはりきちんと確認をするということが必要であろうし、これは事業報告書も含めて、9月の決算議会までに資料もいただいて、もうちょっと検討して、あるべき

方向を見る必要があるというふうに思います。

もう1点、この農林水産行政の問題で、行政担当者のあり方なんですが、課長の答弁で今の農業環境を推進していく上で、あるいは退職者や兼業農家、そういう育成も視野に入れてという答弁がありましたけれども、今の山の問題、農業の問題にしても、配属された担当者がやはり専門的な分野で、しかも課題が非常に大きいというところで、どうしても一部の積極的な事業者やあるいは団体の意向をうんと踏まえると、中には悪くはないんですが、いろんな補助をとる中で、何か繰り返すというか、やっぱり同じではないかと。認定農業者であって、なおかつ補助事業をたくさん、認定農業者というのは融資が大幅に緩和されていると。これがもっと全体の遊休農地、そういう事務にも振り分けて、振り込めてやる必要があるし、そういう目を養う上でも、今、教職員の皆さんの中でも異業種研修といって接客業やもちろん違うところ、この場合、業種じゃなくて、まさにその該当する農家、あるいは町内の請負ではない隣家に研修に行くという仕方はぜひとるべきだと。とらないでは見きわめもできないと、書類だけではですね。そういう指導的な観点をとるべきだということを注文で、これは簡単な答弁を次がありますので、大事な問題がありますので、答弁いただけますか。そういう取り組みをしながら、目を養った行政を進めるべきだと。町民全体に視野を広げた対応をですね。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

職員のいろいろな業務に従事するに当たっての問題ということでもありますけれども、そのことも今後の職員の配置の問題であるとか、そして今言われた町内の幅広いそういった業とする皆さんへの仕事の配分といたしますか、そういったことも十分に見きわめながら、よく考慮しながら、いわゆる偏らないように、すべてもそうですけれども、やはり職員のそういった教育はしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 残り少ないですけれども、3番目の医療制度の現状と医療費軽減対策について質問を行います。

現状は飛ばします。今度の議会にも国民健康保険の中で介護分の値上げの提案がされてい

ます。制度改正で、この部分は本当にやむを得ないのかなという思いがありますけれども、やはり医療保健行政で取り組むべき視点をもうちよっとなんか突っ込んで見る必要があるという点で意見を言います。

それぞれ健康福祉課長や窓口税務課長は答弁も用意されていると思うんですが、求める結論は、1つは行政全般の健康づくりの観点をと書いてありますが、いわゆる健康福祉センターの事業、箱物をつくることに関しては議会では否決されました。一方で、老人会を中心として高齢者のそういう拠点をという声もあります。私は医療費の伸び、健康づくり、そして町の現状の利活用といった点で結論の一つとしては、3月の議会の委員会の中でも提案をしましたが、今ある銀の湯会館、土日、祝日は観光客がたくさん見えます。平日も始業からお昼2時ぐらいまで、町民のいわゆる65歳以上の皆さんに大幅割引、場合によっては、私は無料でもこうしたことを利活用して医療費が減ってくる、あるいは先ほどの前段の提案ではありませんが、専門までいかないけれども、農業をして、その後一風呂浴びて交流をすると、こういう活用を、銀の湯会館をもっと活用していくべきではないかと。これはもう町長判断で、これは何の新たな予算をとれとかなんか言う問題ではないし、町民の強い要望もあります。これが1つ。

2つ目には、いわゆる医療費の伸びの多さ、医療行政は今さまざまな課題がありますが、それ言及しておられませんので、医薬品の問題でジェネリック薬品、これは日本医薬工業会とかジェネリック研究会がいわゆる新薬との比較で大幅にこれが軽減されると。患者負担とともに利用者の負担も減ると。例えばこれは新聞で紹介された65歳の男性で高血圧、高尿酸血症、高脂血症、脳梗塞既往症の男性に5種類の医薬品を処方した場合で、先発品の1カ月の薬価が1万4,800円、ジェネリックが3,500円、差額が1万1,349円、患者負担がどうかというと、先発品が4,460円、ジェネリックは1,060円で、患者負担の1カ月の差額だけでも3,400円、薬価は健康保険に反映してきます。

欧米では、これを広く活用して、そのシェアもアメリカで53%、使用量の比較でいうと、アメリカで53%で、ドイツで46%ですか、そのシェアが日本医薬工業会の資料でもあります。患者さんではジェネリックを使用してほしいという相談カードもあります。こうしたことをぜひ活用すべきだと思いますが、その2点の答弁をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず1点目ですけれども、議員ご指摘の温泉の利用した健康づくりということですが、現在運動機能の向上のために水中運動を行うヘルスアップ教室を平成3年度からメールクラブや中央公民館で開催をして、過去の答弁となりますが、参加者につきましては受診率の低下が見られるところであります。

ご提案いただきました銀の湯会館を利用した健康づくりにつきましては、温泉入浴により皮下血管を拡張し、血液循環をよくする効果等により、西伊豆町の小集落においては足腰の病気の受診が非常に少ないという統計結果が出ていると聞いておりますので、会館の運営、特に衛生上の管理等に支障ないかを勘案して、可能かどうか、館長に検討を指示してまいりたいというふうに思っております。

それから、平成12年に静岡県が策定した静岡健康創造21においても、より健康になった視点として、温泉、お茶、ウォーキング、健康保養地の効果を上げて、進めているところであります。

それから、ジェネリック薬品ということですが、これは最近特にマスコミ等でも取り上げられておりますけれども、いわゆる特許が切れた後、製造経費だけでつくられるということで、非常に効能等、成分も変わらない、そして値段が安いということで評判になっております。

この薬品の使用については、今議員申されますように、医療費の軽減につながるというふうに思われますので、厚生労働省等の動向を見ながら、被保険者に周知、そして啓蒙を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これで質問を終わりますが、あるものを活用してやれば、銀の湯はあくまでも事業というか、何か固まった事業ということではなくて、日常それに入れると、健康な人ももちろんそういうことも通じて温泉に気楽に入れば、罹患率も下がってくるということだもので、その点は認識を得て、ある物を活用して、本当に希望を持ってまちづくりを進めていきたいということをもって、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

清水清一君

議長（藤田喜代治君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

まず、通告に従いまして、1つ目の電子自治体の推進、町公式ホームページの積極的活用というタイトルでありますけれども、国が各町村とも電子自治体を推進して、電子政府、電子自治体をつくろうという形を言っておられます。そういう形の中で、電子自治体としては町民に対し、ホームページ等で周知しなければいけない状況も出てくると思います。そのためにも町のホームページ等の積極的活用は必要だと思えます。

それを考えますに、更新も必要だし、また更新するためには、2つ目にあります情報、資料の積極的掲示という形でございますけれども、こういう形でホームページの更新がなされる。私も前々日ホームページを見ました。町のホームページもまた見てみました。4月から町の発注工事の公表、あるいは5月の工事入札状況の公表という形で、今日も行政報告にございました。あの金額と入札の状況がホームページに出ておりました。また、業者の登録とか下水道事業についてとか、職員募集とか、こういう形のいろいろなお知らせ、またこういうものでなく、こういうことが出てきたのはいいことだなと思って考えておりますけれども、これをもう少し進めていく考え、あるいは積極的に活用していく考えは町としてどう考えておられるのか質問いたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町における電子自治体推進の施策といたしましては、デジタルデバイド、いわゆる情報格差解消のため、光ファイバー網の整備、そして公共施設におけるインターネット使用環境の整備や電子申請、電子入札、システムの構築などについて研究を進めておるところであります。さらに個人情報保護等、情報資産の保全体制の強化を図りながら、庁内ネットワークシステムの活用による事務の効率化を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、町公式ホームページの積極活用につきましては、平成17年度南伊豆町行政改革大綱の方策の一つにもなっております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） それでは、町公式ホームページの積極活用、情報、資料の積極掲示につきましてご説明させていただきます。

現行の町公式ホームページは、平成13年度当初現在、静岡県内で5市町村だけとなっております。公式ホームページを所有しない行政団体からの脱却を目指し、庁舎内電子情報LANシステム整備に合わせて、14年度当初開設を目標に整備計画を検討してきました。ホームページのシステム形式につきましては、整備計画の段階で懸念されました開設後の情報更新問題に対処すべく各課局、各部門でそれぞれ更新作業を行えるものを採用し、13年9月から各部門において掲載情報の検討、収集を行い、14年3月までにそれぞれのデータの整備、構築を完成させて、14年度当初の公式スタートにこぎつけております。

平成18年度末をもって開設から丸5年を数えることになる公式ホームページは、公式ホームページを所有すること等、初期的目的段階を終了させる時期に差しかかっていると考えられます。5年の間にIT技術をつくる側も使う側も著しく進歩し、もはや活字と数字が並んでいるだけのホームページでは、たとえ掲載情報が新しいものであったとしても使う側に訪れてもらうことすらできにくい社会状況となっております。現行の段階では各課局各部門において掲載情報の最新化を常に心がける体制を強化するとともに、19年度当初からの見せるホームページとしての南伊豆町公式ホームページの再スタートを目指して検討を重ねてまいりたいと存じます。

それから、ホームページの状況をお知らせしますと、平成14年度198ページからスタートしております。その14年度には合わせて59ページの増設をして、この18年度末には347ページに膨れ上がっております。増設は152ページということになっております。

以上で報告を終わります。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） このホームページ、見やすさもあると思いますけれども、見やすくてもいろいろ情報もあれば皆さん活用とすると思うんですけれども、更新がないことにはまず見る機会もなくなるだろうと思います。ほかの市町村に行きますと、特に箱根町なんかですと道路にライブカメラがついておりまして、車が通っていく、あるいは人が歩いていくのが見えるわけでございます。そういうホームページがあるわけで、箱根町につきましては各町の要所要所に5台のカメラがつけてあると。それは町民を監視するわけではないんですけれども、小さい画面ですから、ほやけて見えないんですけれども、人が行くとかあるいは車が通るぐらいはわかるわけで、それを見るためにまた箱根町の役場のホームページへアクセスする形も出てくると思います。それは町の人がその山村を見るのか、あるいは町以外の人が見るのかと言えば、町以外の人もたくさん見ると思います。町の人も見ると思います。そういう形で常時更新ができるような状況があれば、町民も一生懸命見る、そういう形でその話がどこかへ行ったときに、町外の方が見るという形はやっぱり町の情報発信になってくると思いますので、まず町民の方々に一生懸命見ていただけるようにしてもらいたいと思います。

特に、この更新作業につきましては、町のお知らせ版がございますね。A3の、これですね。これがございますけれども、この情報も載せてもらったかどうかと、これが載っていないんですよ。この一番最新版は6月1日、あるいは前回のやつ、5月15日のものを見ますと、職員募集は載っていましたが、教育相談とか書いていただければ、あるいは陸上競技、これ教育委員会の関係ですけれども、陸上競技会とか、あるいは駅伝大会の参加者募集とかと、そういうものもお知らせ版に載せたときには、それと同じものをやっぱり教育委員会、あるいはどこかに載せておくという形はね、家によっては70代の親が回覧板をとってしまっていて、30代の息子夫婦はお知らせ版を見ていないという形もあり得るわけで、そういう形でやっぱり若い方々はホームページをしょっちゅう使っておりますので、コンピューターを使っておりますので、そういう形をぜひとも考えてもらえればいいんじゃないかなと。

また、役場で新聞等へ出た記事なんかがございます。ああいう記事なんかもあると思います。そういう形も一生懸命新聞の出た後でもいいんですけれども、ホームページへ入れていくという形がやっぱり新聞読んだ後、そうなのかという形でアクセスしてみて、何だ載っていないではないかと、何だかわけがわからないという形ではなくて、やっぱり新聞を見たとき

に、ちょっと具体的にどんな状況なのか、確認してみようという形も皆さん経験であると思います。そういう形の更新をこれからやっていただきたいと思うんですが、多分これから努力するという答えだけになると思うんですけれども、ぜひやっていただきたいと思うもので、すみませんが、答弁をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 今の件ですけれども、まさに広報等お知らせ版については、町内全戸配布ということでホームページを見忘れていた感がありますけれども、今、清水議員が申しあげましたように、掲載について検討させていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、このホームページ更新、一生懸命やっていただくようお願いいたします。

それでは、3番目の基盤整備でございます。

電子自治体としても先ほど町長が一番最初に言われましたように、光ファイバーとか電子入札とかと言っていますけれども、この光ファイバー、今ITの時代、ブロードバンドになっていかなければならないという形で、私もNTTのホームページでちょっと調べたんですけれども、賀茂郡、下田市の管内で、ブロードバンド、ADSL、あるいは光ファイバー、賀茂郡、下田市には光ファイバーは来ていないですけれども、ADSLが使えないのは三浜地区と蛇石、平戸、市之瀬地区だけなんです。あとはブロードバンド、ITが使えるという状況になっております。それを考えたときにやっぱり町として、この賀茂郡、下田市の中で、ブロードバンドはぜひとも必要であると思いますが、それについて町長どのように考えておられますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このことについては、前にもたしか清水議員からの質問であったと思います。我々もそれは十分認識をしております、このいわゆる三浜、南上の一部の地域、これにつきましては、それが解消できるようなことで今取り組むべく進めております。これについては担当の課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 基盤整備についてご説明をさせていただきます。

町内の高速通信サービス、いわゆるブロードバンドサービスの現況につきましては、今お話がありましたように、南賀茂地区の一部64局、市之瀬、蛇石、天神原と三浜地区の67局、妻良、子浦、伊浜がサービスを受けられない状態となっております。

ご存じのように、このブロードバンド環境は整備されておられませんと、従来のI S D N総合デジタル通信網では最大64キロバイトしか利用できず、A D S L電話回線電送路化した場合は、最大4万7,000キロバイトが利用可能となり、通信の速度で比較しますと、約730倍速くなります。また通話料金が削減できるI T電話の恩恵を受けることも可能となります。

先日も関東地区の方からこういうお問い合わせがありました。インターネットを活用した販売を営んでおり、妻良に移住したいが、ブロードバンドの利用は可能かとの問い合わせがありました。不可能ですと回答しましたところ、それでは他市町村に当たりますと、こういう返事が返ってきまして、まさしく定住問題にもかかわる問題であると認識をしたところでございます。

こういうことから、本町では静岡県のプロードバンドサービス支援事業を受けまして、64局、67局の解消を図るための準備を現在進めておるところでございますので、よろしく願いします。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） こういう67局、64局の解消を図りたいということで、県へ今やっているという話なんですけれども、それにつきましてはここ1年ぐらいでどうにかなるのか、あるいは2年ぐらいかかるのか等もあると思います。先行きも県次第のところもあると思いますけれども、それがわかるのかどうかということ。やはり今の移住の話でございますけれども、前議題で言いました高齢化率が50%以上の地区というのは、この地区に3地区、私の計算ではあります。三浜地区と南上の一部の地区、両方とも合わせて3地区、高齢化率が50%以上の地区がございます。ですから、そういうところにもやっぱり人に住んでもらうためにもこういうA D S Lも必要だし、また携帯電話も必要だと思います。そういう形を考えたときに、もう一度答弁をいただいて、早急にできるような形の答弁をお願いしたいんですが。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） このブロードバンド基盤整備支援事業につきましては、県が平成16年度からこの18年度までの3年間の事業でございまして、この3年度以内に利用しな

い場合は解消ができないという最終年度に当たりますことから、今年度町としてはこの事業に取り組みたいと考えております。ちなみに県内でこの事業を使った状況を紹介いたしますと、平成16年度で6市町、10地区、17年度に9市町、13地区、この18年度が14カ所ということになりまして、その2局がこの南伊豆町にあるということでございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） わかりました。一応今年度じゅうにどうにかできるんではないかというふうには私は思いました。ぜひともこういう形の中の基盤整備、まず電子自治体としてのブロードバンド町内全域で、賀茂郡でできないのはそのこの地区だけですからね。ですから、それをぜひともやってもらわなければ困ると。

また、先ほどやっぱり基盤整備、IT時代ですから、携帯のアンテナもぼこぼこ今ボーダフォンとかジェイフォンあたりも今アンテナをいっぱい立てております。ですけれども、そういう形もこの67局、あるいは64局の地区の、特に64局はほとんど使われていませんから、管内の方々は携帯が一つも使えていないという形になっていますので、やっぱりそういうものをしっかりこれから踏まえて、携帯の方も考えてもらいたいし、また、これからITの時代ということで、地上波デジタルの有線の張りかえがあると思います。それでその有線でも一応利用はできるんですけれども、そういう形も考えておられるのか、これからどういうふうに推進していくのかをお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 今後の通信整備でございますけれども、このADSLを今年度実施いたしますと、その次は携帯電話、そしてその次が地上デジタル、そういう形でITがメジロ押しでございます。そういう難聴地域の解消に積極的に努めていきたいと考えております。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） ありがとうございます。町民が一生懸命生活していくのに、通信環境がよくなないと、やっぱり定住促進にならないものですから、一生懸命やっていただくようお願いいたします。

続きまして、町有財産の利用ということで質問が用意してあります。

未利用町有地の有効利用ということでございますけれども、町有財産の土地に行政財産と

普通財産と分かれてあるわけでございますけれども、普通財産ということの町有地が町には合計で200ヘクタール以上あると。この土地を有効裏に活用するにはどうしたらいいかと考えるときに、これから町として計画のない、これから予定がない土地については、町民等への売却等へも考えてあってもいいのではないかなと。その未利用の土地についての売却の予定とか、あるいはどのように考えておられるのかをご質問いたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町の町有財産につきましては、普通財産は総務課で、そして行政財産はそれぞれの各担当課において加除等を行い、まず台帳整理をしております。そして管理も行っているところであります。

毎年行政財産の賃貸契約、あるいは普通財産の売り払いを行っておりますが、その収入は少なく、平成17年度の決算見込額では財産貸付収入が60万円、それから財産売り払い収入が500万円程度であります。町有財産の面積規模からすると、利用料は非常に少なく、町の財政危機の解消策としての貢献度は低いものであると考えられます。

また、最近土地の寄附の相談が多くありまして、利用可能な土地につきましては、採納していますけれども、それ以外についても調査し、売り払い等検討していきたいと考えているところであります。

今後、第2次南伊豆町行政改革推進実施計画案 集中改革プランですけれども にありますように町有財産を精査し、未利用地の有効利用を図っていき、町の財政安定化のために歳入の増加に寄与していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これもいろいろ調べますと、ほかの市町村でもやっぱり売り払い等一生懸命積極的にやっている町村もございます。そういう情報もしっかり流しているところがあるんですけども、やっぱりこの有効利用という形で、今、町長が言った売り払い等も考えているけれどもという形でありましたけれども、でもどこに土地があるのかもわからなくてちょっと売り払いもできないと思うんですけども、2つ目の町有地の管理に移りますけれども、この行政財産としての土地、また普通財産としての土地、行政財産の中には道路

なんかもございます。あるいは学校もあります。そういう土地もあるわけでございますけれども、この土地を年に1回現地を確認してもらえるのかと。1回ぐらいはその土地がここに10坪の土地があるよと、小さいところはね。そういう形が台帳では多分あると思うんですけども、現地を確認して、管理をして、また草刈り等もやらなければならないところもあるかなと思うんですけども、そういうのはどういうふうになっておるのか質問いたします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お答えいたします。

議員のご指摘の行政財産及び普通財産ですけれども、普通財産につきましては、先ほど200ヘクタール以上あると言いましたけれども、ほとんどが山林でございます。台帳に登録されているのが山林で230万5,625平米、その他の分で6万7,600平米ございまして、非常に広大な部分の土地の普通財産等がございます。町の方でも台帳上の管理は非常にしっかりと把握をしております。現地に行って、ここからここまでという部分の管理まではなかなか行き届いていないというのが現状でございます。

今後、台帳を基に図面化をしながら、適正な管理を行いたいと思っておりますけれども、草刈り等といいますと、なかなかちょっと手が入らないというのが現状でございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 現地の確認は、今の答弁の中ではほとんどされていないのかなという形だと思います。ですから、一応管理をしやすいように、地図に色づけして、ここは道路だよと、あるいはここは寄附を受けた土地だよ、山林だよと、あるいは河川用地だよ。河川用地もあるんですけども、一応そんな形で色づけを、町有地については色づけだけして、だれが要するに担当課長が、私はちょうど見に来たんです。建設課長がね。けどもその横に河川があったとする、これは農業用水だろうと。わからないということはないと思うんですけども、一応ある程度のことでは色づけしてあれば一発でわかると思うんですけども、そういう色づけはしてあるのかないのかをお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 個々の財産の図面等はございません。全体の中でここが町有地だとかという部分では色づけ等はございません。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） こういう形で色づけしてもらえれば、それで管理して一括できるから、逆に言うと管理しやすいんじゃないかと。1つの地区を1日かからずに回れるんじゃないかなと。そういう形になると職員2人だとしても、1週間ぐらいで町内全部見て回れると。1週間だとちょっと山林は広いから回りにくいと思うんですけども、そんな難しい話ではないのではないかなと思うんですけども、そうして回ることによって、やっぱり売却できる土地も出てきはしないかという、やっぱりこれは有効な、こんなところにいい土地があったという形は総務課の方は知っているかもしれないけれども、ほかの課の方々は知らないという形だって、ではそこに何か考えられるということもできると思います。ですから、そういう地図に色づけしていった管理をしていただきたいというのを言って、以上、町有地の管理については終わりにいたします。

それでは、職員の能力向上、職務活性化についてお伺いします。

毎回言っていますけれども、職員の資質、能力の向上策としての研修の取り組みですけれども、今までどのように行ってきたのか、それについて向上策、研修の取り組みはやってきておられたのか、お伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 地方分権の進展に伴う自己決定、そして自己責任という流れの中で、限られた人的資源で増加する一方の業務をこなす、そして住民サービスの維持、向上を図るためには、職員の資質向上が不可欠であります。その大きな要因は職員の意識改革、及び自己啓発に伴う能力向上にあると言っても過言ではありません。意識改革をもって新しい価値を見出すため、危機意識を持って新しい町を生み出すため、日々研さんする職員と従前の業務をこなすだけの職員とでは、どちらが分権時代に求められるかということは明白であります。

現在、全国の自治体で集中改革プランが策定され、具体的施策が推進されていますが、求められているのは公共利益の担い手としての確に地域の課題をとらえ、効果的に対応できる自治体組織であり、そこでは自治体職員の資質の能力向上がキーポイントとなります。そのためには今まで以上に全庁的かつ計画的な取り組みが必要であり、求められる職員像、客観的な能力基準、それを実現するためのプログラムを作成し、能力開発の成果を的確に評価して人事管理に反映させることが重要であると考えます。

平成16年度の地方自治法の改正により、地方自治体は人材育成基本方針の策定義務を負い、

本町でも行政改革推進実施計画に基づき、研修制度の見直し等を含んだ人材育成基本計画の策定を今年度じゅうに予定をしておりますが、その中には求められる人材の能力の内容を明示し、職員の能力を客観的に評価するとともに、能力主義による任用を徹底することが必要と思料しております。費用は住民負担により行われる公金であることを常に意識し、意識改革によりもたらされる自己啓発、研修及び継続的に改革、改善といった能力向上の成果を地域的に還元することを認識して、職員の研修及び意識改革を推進してまいり所存であります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 今、町長答弁、いい話でございます。

この町の職員、限られた人数しかおられないわけですが、資質、能力の向上策、あるいは自己啓発について、これまでやってきたわけだと思いますけれども、これまでの効果はどの程度あらわれたのか。またやってくるんですけれども、効果があったと思うんですけれども、そういう効果の成果みたいなやつがございましたら、研修等の成果でもありましたら、ご報告をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 研修の成果とおっしゃいましたけれども、基本的に町の方で行っている研修ですけれども、階層別研修です。年代別ですね。初任新規採用職員であるとか、あるいは中堅ですとか、係長研修という部分と専門研修に基本的には分かれております。専門的なものは管理者戦略講座であるとか、政策法務講座、ワークショップのファシリテータの養成講座とか、プレゼンテーションの能力向上講座等々、いろいろな専門講座がございます。

毎年20人以上30人弱の職員を研修に出向かせておりますけれども、階層別研修につきましては、それぞれの階層においた職員の資質向上等々に役立っていると。ふだんの業務以外の部分の研修を受けるわけですが、それとあるいは専門研修につきましては、先ほど言った専門的なものですね、それから非常にプレゼンテーション能力向上講座等々は、あるいは事業課によって説明会に必要であるとか、そういったように非常に役立っているんだなというふうに思います。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） なかなかこういうものは効果が見えないものですが、一生懸命研修に取り組んでもらいたと思います。

その中で職員が常に自己啓発を持つということは半年ぐらい前ですか、一応職員、国家試験に対してはどうかと私は話を言ったんですけれども、そういう形で自分から自己啓発でも一応勉強してみようと。やっぱり職員ですから、勉強の資料がいっぱいあるわけですから、役場の中でできるんですけれども、その自己啓発みたいな形はこれまで成果としてあったのか、またあるいは全職員、どう広めるような考えはあられるのかどうかご質問いたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） さきの質問にお答えしましたように、現在地方公共団体に求められていることは、公共の担い手としての確に地域の課題をとらえ、効果的に対応できる自治体の組織であり、そこでは自治体職員の資質と能力向上が重要となります。本町職員の中には週休日等を使い、自発的に資格を取得、これは土木施工管理技師、行政書士、危険物等でありますけれども、こういった職員もおります。

私は、職員の能力向上の基本は自己啓発であると認識していますので、直接業務に必要な資格は当然でありますけれども、職員の自発的意識に基づく自己啓発による資格取得等についても、これらについては職員能力の客観的判断材料として人事に反映するなどの措置も必要と考えております。このような条件を加味しながら、人材育成基本方針を策定して、職員の意識改革及び能力の向上に取り組んでまいり所存であります。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 一生懸命やる職員もおられるということですのでうれしいわけですが、全職員に広げてもらいたいと、そういう形で今町長言われました基本計画が、職員の基本計画があると言われましたけれども、一応先ほど聞き逃したんですけれども、いつまでにつくられるという形を言われたのを忘れたものですから、基本計画はいつまでにできるのかお伺いいたします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今年中に作成を予定してございます。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） わかりました。今年度中、あと約10カ月あるわけでございますけれども、なるべく早くつくって、それが3月の時点ではもう動いているという形でやってもらわないと、やっぱり町民皆さん生活しているわけでございますから、職員の皆さんが一生懸命やっていただければ町民も一生懸命町についてくると思いますので、頑張って職員計画をやっていただきたいし、また、職員の皆さんに頑張ってもらって、いい町をつくってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで1時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時40分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

報第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔 事務局朗読 〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成18年3月27日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第7号として公布されました。4月1日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、窓口税務課長より説明をさせます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） 今回の税制改正の趣旨は、国の三位一体改革の一環として所得税から個人住民税への恒久措置として、おおむね3兆円の税源移譲を行うため、地方税法の改正が行われ、これに伴いまして南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものです。

改正条例の本文がございますが、ごらんのように20数枚に分かれております。つきましては、お手元に主なものをまとめた説明資料を配付させていただきましたので、その説明資料、町税説明資料、右上に書いてございますけれども、薄い2枚の用紙になりますが、概要を説明させていただきます。

南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の概要。

町民税及びたばこ税の主たる改正点。

1、第24条（個人の町民税の非課税の範囲）、個人住民税均等割の非課税基準の改正、加算額の部分が17万6,000円でしたけれども、16万8,000円に改正です。

2番、第34条の2（所得控除）、損害保険料控除を改組し、地震保険料控除の創設、地震保険料等の2分の1を総所得金額から控除（限度額2万5,000円）。

3、第34条の3（所得割の税率）、左が現行で右が改正案です。まず個人住民税ですが、200万円以下が5%、200万円から700万円から10%、700万円以上が15%ということですが、総称して一律10%になります。

続きまして、県民税ですが、700万円以下が2%、700万円以上が3%となっておりますが、これも一律4%になります。町民税ですが、200万円以下が3%、200万円から700万円が8%、700万円以上は12%、これは一律6%になります。

4、34条の6（調整控除）ですが、所得税と個人住民税の人的控除（基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割から税額控除をする。1枚めくっていただきまして、ア、合計課税所得金額が200万円以下の場合、所

得税との人的控除額（基礎控除、配偶者控除及び扶養控除）の差額の合計課税所得の金額のいずれか少ない金額に3%を所得割の額から控除する。イ、合計課税所得金額は200万円を超える場合、所得税との人的控除額の差額の合計額から合計課税所得金額から200万円を控除した金額に3%をそれぞれ所得割の額から控除する。

5、34条の8（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除における割合、3分の2から5分の3になります。

第95条、附則第16条の2（たばこ税の税率）、たばこ税の税率改正、普通たばこ1,000本当たり2,977円でしたが、3,298円になります。旧3級品1,000本当たり1,412円でしたけれども、1,560円になります。大方、国税、地方税合わせ1円から1,000円程度ですので、大体16円ぐらい上がると、20本でという勘定になります。

7、附則第5条（個人町民税の所得割の非課税の範囲）、控除対象配偶者または扶養親族の加算額の改正、加算額は35万円から32万円になります。

附則第7条の3（個人住民税の住宅借入金等特別控除）、所得税控除の5分の3を所得割から控除。

次のページにいきまして、固定資産税の主たる改正点です。

平成18年度の評価の状況を見ますと、ある程度負担水準の均衡化が進展しつつありますが、依然としてばらつきが残っている状況にあります。負担水準の均衡化の措置を講じます。

9、附則第12条第1項から第6項ですが、（宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例）。商業地、ア、前年度課税標準額が当該年度価格の60%から70%以下の場合は前年度課税標準額に据え置きます。イ、前年度課税標準額が当該年度価格の60%未満の場合、課税標準額は前年度課税標準額プラス当該年価格の5%を加算したものになります。ただし、上記イで計算した額は当該年度価格の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が当該年度の課税標準額となります。

次に、住宅地ですが、当該年度の価格に6分の1を乗じた額、本来の課税標準（B）と比べて、ア、前年度課税標準額はBの80%以上100%未満の場合、前年度課税標準額に据え置く。イ、前年度課税標準額はBの80%未満の場合、課税標準額は前年度課税標準額プラス（B掛ける5%）とします。ただし、上記イで計算した額はBの価格の80%を上回る場合は80%、20%を下回る場合は20%が当該年度の課税標準額となります。なお、住宅地特例率は200平方メートルまでは6分の1に、200平方メートル以上は3分の1になります。一般農地は現行と同様でございます。

次に、土地の譲渡所得の課税特例です。

10、附則第16条の4（土地の譲渡所得等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）、土地に係る譲渡の税率が9%から7.2%になります。

11、附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）、長期譲渡所得の税率、2,000万円以下、2.7%が2.4%になります。2,000万円を超えますと3.4から3%になります。

12、附則第17条の3（居住用の財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）、居住用財産の長期譲渡所得の税率は6,000万円以下、2.7%から2.4%になります。6,000万円を超えますと、3.4から3%になります。

13、附則第18条（短期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）、短期譲渡所得の税率ですが、6%から5.4%になります。

租税条約実施特例法に対する規定の新設です。14、附則第20条の4（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）、外国企業から個人に支払われる利子及び配当等の課税に対する規定の法整備、日本国内で利用活動を行う外国企業、相手国との租税条約により課税する法律でございます。

次、分離課税に係る町民税の税率割合の変更。次に掲げる項目の分離課税等に係る都道府県と市町村分の税率割合等が税源移譲後の県民税4%、町民税6%の割合に合わせて改定された。株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る譲渡所得等、先物取引等に係る雑所得、肉用牛の売却による農業所得、配当控除における控除率、外国税額控除における控除限度額。

次に定率減税の廃止です。本則改正で、所得割額の7.5%、上限2万円が廃止されます。

その他上記以外に多くの改正がありますが、多くは本則改正等による条文整備及び申請方法等の改正になります。

以上が今回の改正の主なものです。

お手元に条例改正の新旧対照表を配付させていただきました。

簡単ですが、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、報第3号は承認することに決定いたしました。

報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 報第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成18年3月27日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第7号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、窓口税務課長より説明をさせます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） 今回の国民健康保険税の改定の趣旨ですが、国民健康保険税は個人住民税の所得や個人住民税額を基礎としまして、その算定を行っております。

今回は住民税を改正する、それによりまして、一部高齢者について国民健康保険税が増加することになりますことから、それに対し緩和措置を行うものであります。

つきましては、お手元に関係する主なものの概要をまとめました説明資料を配付させていただきましたので、この説明資料により概要を説明させていただきます。

右側に3番としてありますけれども、この資料です。

南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要です。

国民健康保険税の主たる改正点。

1、国民健康保険税の被保険者が平成17年度分の個人の町民税について、公的年金控除を受けた場合において、平成18年度と平成19年度の国民健康保険税に限り軽減の判定の基準となる総所得金額から一定の金額を講ずることにしました。

1、附則第2項（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）、現行条文ですが、これは控除額15万円でございます。

2番、附則第3項（平成18年度分公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）、新規で、控除額が28万円です。

附則第4項（平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）です。新規で控除額が22万円です。これにつきましては計算例がその次にございますが、65歳以上の公的年金者の6割軽減の判定をしている計算でございます。

まず、17年度を見ますと、もし年金収入が187万円あったとしますと、現在140万円の控除、年金が受けられるわけですが、そして今現行にあります15万円を差し引きまして、それが33万円以下であれば6割軽減が受けられると、この計算例を平成17年、18年、19年、20年としたわけですが、先ほど18年度におきましては、180万円年金収入がありましたら、年金控除は今度120万円になります。それから軽減控除額が、先ほど説明しましたように2番ですが、28万円ありますことから、180万円マイナス120万円マイナス28万円で32万円、判定額は33万円以下ということで、これも6割軽減になるということです。

19年度ですが、年金収入が174万円ありますと、年金控除額は120万円、軽減控除額は22万円、そして計算しますと174万円マイナス120万円マイナス22万円で約32万円で、これも判定額が33万円未満ということで6割軽減が受けられるということです。

それで20年度になりますと、167万円年金収入がありますと、120万円年金控除です。それで軽減の今までの特例がなくなりますので15万円ということで、167万円マイナス120万円マイナス15万円で32万円、判定額の33万円未満ということで、これも6割軽減が受けられるという、むりやり33万円の判定率に合わせた年金収入で計算してみました。

次にめくっていただきまして、2番、国民健康保険の被保険者が平成17年度分の個人の町民税について公的年金等の控除を受けた場合において、平成18年度から平成19年度の国民健康保険税に限り、所得割の算定の基準となる総所得額から一定の金額を控除する特例を講ずる。

附則第5項（平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）、新規で控除額は13万円です。

2番、附則第6項（平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）、新規で控除額は7万円ということになります。この計算例が同じくしてありますけれども、所得割額の算定の特例で、該当年度が18年度、所得が50万円、控除額が13万円、課税額が37万円、それに国民健康保険税の所得割の0.06を掛けますと2万8,120円ということになります。19年度になりますと所得金額が50万円としますと控除額が7万円になります。そして課税額は43万円で、3万2,680円になります。20年度におきましては50万円の所得がありますと、控除額はゼロ、課税額は50万円、0.06を掛けますと3万8,000円ということになります。控除額がなくなりますので、こういう形になります。

次に、3番、第2条（課税額）、第13条（国民健康保険税の減額）です。介護納付分課税額に係る課税限度額を8万円から9万円に引き上げます。これにつきましては、概算計算してみましたら、該当件数は9件ありました。

次に、4番、項番号の挿入による変更、附則第2項の次に第3項から第6項まで挿入されたことによる、項番号の変更と、関係条文による条及び項番号の変更による改正である。

附則項番号の変更、3項から7項（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）、4項から8項（短期譲渡所得に国民健康保険税の課税の特例）、5項から9項（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）、6項から10項は（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）、7項から11項（特定中小会社が発

行した株式等に係る譲渡損失の繰越控除額に係る国民健康保険税の課税の特例)、8項から12項(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)、9から13項(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)、10から14項(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)。

5番、新規、附則第15項、16項。15項は(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)、16項(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)。

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から10項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

以上が今回の改正の主たるものです。

お手元に条例改正に伴う新規対照表を配付させていただきました。

簡単ですが、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(藤田喜代治君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(藤田喜代治君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(藤田喜代治君) 賛成多数です。

よって、報第4号は承認することに決定いたしました。

報第5号の上程、朗読、説明

議長（藤田喜代治君） 報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本案は、去る3月の定例議会におきまして、平成17年度南伊豆町一般会計補正予算中、第2表繰越明許費としてご承認をいただきました漁港施設維持事業、単独道路改良事業及び急傾斜地崩壊防止事業、並びに道路河川等災害復旧事業に係る繰越明許費につきまして繰越計算書を調整させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただきます。

詳細につきましては、建設課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それで、報第5号 繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

平成17年度南伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書。5款農林水産費、3項水産業費、漁港施設維持事業、これは伊浜漁港航路しゅんせつ工事でございます。農林水産事業費でございますが、事業は建設課が担当しておりますので、私から説明させていただきます。

金額320万円、翌年度繰越額320万円、左の財源内訳、一般財源320万円、7款土木費、2項道路橋梁費単独道路改良事業、これは下流区内南崎保育所に至る生活路線町道大平B線で

ございます。

金額2,020万円、翌年度繰越額2,020万円、左の財源内訳、既収入特定財源2,010万円、これは地方債分でございます。一般財源10万円。

7款土木費、6項住宅費、急傾斜地崩壊防止事業、これは加納区内の加納森山急傾斜地の指定促進の測量委託業務でございます。金額320万円、翌年度繰越額320万円、左の財源内訳、国県支出金210万円、一般財源110万円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、道路河川等災害復旧事業、これは子浦地内町道仲休場線の災害復旧事業でございます。金額910万円、翌年度繰越額910万円、左の特定財源、既収入分299万円、これは地方債分でございます。国県支出金600万3,000円、一般財源10万7,000円。

計金額3,570万円、翌年度繰越額3,570万円、既収入分2,309万円、国県支出金810万3,000円、一般財源450万7,000円、繰越明許費につきましては同額で、繰越計算書を調整させていただくものでございます。

進捗状況であります、伊浜漁港航路しゅんせつ工事、町道大平B線道路改良工事、町道仲休場線災害復旧工事につきましては、既に完了し、加納森山急傾斜地につきましては地元説明会を終了し、現在測量調査を進めているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

以上で、報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを終了します。

議第52号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第52号 南伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第52号 南伊豆町固定資産評価員の選任についての提案理由を申し上げます。

地方税法第404条の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員に窓口税務課長が選任されておりますが、4月1日付の人事異動により新任した石井司君を新たに選任するために提案した次第であります。なお、任期は窓口税務課長在任期間中であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第52号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は同意することに決定されました。

議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第53号 南伊豆町南上財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

財産区管理会委員は、地方自治法及び財産区管理会条例の規定に基づき、財産区の管理運営をいたすものでございます。

南上財産区管理会委員の齋藤一紀氏が平成18年4月9日をもって町外に転出し、南伊豆町南上財産区管理会条例第4条により失職しました。つきましては、南上財産区の管理運営に精通しております青野750番地の1、竹河十九巳氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第53号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は同意することに決定されました。

議第54号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第54号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率改正を伴う南伊豆町国民健康保険税介護納付分の引き上げが主な内容であります。

詳細につきましては、窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） お手元に新旧対照表の1枚の紙がございますので、ご参考にしてください。

国民健康保険税の介護分について、引き上げについてご説明いたします。

その理由といたしまして、高齢化に伴い、核家族の増加により介護の利用者が増加してきております。厚生労働省のいわゆる支払基金から割当が来ている金額が平成18年度8,931万5,000円となります。現状のままですと7,187万円になり、その不足額は1,812万7,000円になります。そのため引き上げにより600万円ほどの収入を増加したいと提案させていただきました。

まず、具体的に値上げの率ですが、所得割が0.0073、新旧対照表でごらんいただきますとわかりますが、それが0.011でございます。

次に、所得割でございますが、0.04が0.05で、1%の値上げになります。均等割ですが、5,500円が6,500円になり、1,000円の値上げになります。平等割が3,500円から4,000円、500円の値上げになります。

概算ですが、多く払います人で年間1万円の値上げになります。大体500万円の所得がありまして、10万円の固定資産税を払う人が2人世帯のご夫婦の場合は1万円、また4割軽減の人ですと1人当たり年間3,400円の値上げということになります。

他町村との比較ですが、郡内の値上げしても、いずれも郡内、下田市を含めて中の下というふうなものになっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第54号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決されました。

議第55号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第55号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する

る条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員の処遇改善の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布、同年4月1日に施行されました。

この政令改正を受けまして、本町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準額を本年4月1日にさかのぼりまして、平均0.116%引き上げさせていただきたくご提案をいたしました。

条例改正の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、内容説明をさせていただきます。

次のページの別表退職報償金支給額表をごらんください。

この中で、まず分団長の10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満の3段階が2,000円上がっております。またその下の副団長、その次の下の部長及び班長につきましても10年以上から25年未満の3段階がそれぞれ2,000円上がっております。ほかは前年と変わりございません。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第55号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決されました。

議第56号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第56号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

指定金融機関は、地方公共団体が公金の収納、または支払いの事務を取り扱わせるために置く機関であります。本町におきましては、平成15年10月1日から3年契約で現在の伊豆信用金庫を指定金融機関として指定し、業務を順調に遂行してまいりましたが、平成18年9月30日をもちまして3年が経過いたしますので、本年10月1日から新たに本町の指定金融機関として、本町内に店舗を置く伊豆太陽農業協同組合を指定させていただきたく、ここにご提

案申し上げる次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ちょっとお伺いしますけれども、私の記憶によりますと、この指定金融機関の指定についてでございますけれども、今やっている制度が悪いということではなくて、今やられている伊豆信用金庫ですね。その前がたしか農協だと思ったんですけれども、そして今度は静岡中央銀行がたしか番からいきますと、番になっておろうかなと思いますけれども、その辺が何で順が狂ったのかをお聞きしたいなと思います。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） それでは、今の質問でございますが、今までの経過でいきますと、町内に店舗のある金融機関がおおむね3年をほぼ2回ずつ、それ以前は5年、その前は長いので30年ということでございますが、3年間を限度として順繰りやっていったようですが、今回静岡中央銀行がそういったことからいきますと、順番になるわけですが、銀行の方から申し出がありまして、今の窓口を人員を派遣することは非常に厳しいということで、今、下田市が年間100万円、消費税含めて105万円をそれぞれの金融機関に支払っているわけですが、その金額をいただきたいというような申し出がありました。

私どもとしましては、郡内の町村と連携を持った中で話し合いをしまして、下田市のような形に持っていくにはそれぞれの町村が、村がなくなりましたけれども、町が足並みをそろえて、出すべきときには出そうと。今の時点ではそれを100万円の負担しないでいこうというような申し合わせをしまして、そしてしましたところが、中央銀行の方からそれではやっていけないというようなことがありましたものですから、現実には困ったわけですが、もう既にここには支店がありませんけれども、静岡銀行などはもう以前からこれはやらないということ、それから今やっている伊豆信さんにつきましても非常に厳しいということ聞いておりまして、困ったものですから、これは太陽農協さんに、実は組合長さんに頼み込みまして、ひとつこういうことで無料でやっていただきたいということでお願いしました。そういう中で、JAさんの方で承諾していただいたものですから、今回提案をさせていただきました。

議長（藤田喜代治君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） それは大変農協さんには悪いような、ありがたいような、我が町にとっては大変ありがたいわけですけども、そうしますと伊豆信用金庫さんも今後もうできないということなのか、あるいはそういうもの等に100万円、消費税入れて105万円いただきたいですよという要望書はこちらの方に出ているということなんでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） これは伊豆信用金庫さんにおいては、この9月で3年間の満了するものですから、正式なそういうことはありませんけれども、内々にやっていけないでしょうと、また伊豆信用さんにつきましては10月1日から三信との合併を控えているものですから、なお現状よりも厳しくなるのではなかろうかと、そんな見通しでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第56号 指定金融機関の指定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決されました。

議第57号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第57号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に2,253万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,253万3,000円とするものであります。

補正の主なものは、第2次・小児救急医療運営費負担金52万円の追加、BDF給油施設及びその排油対策工事費170万円、旧薬用試験場跡地の足湯施設の経費111万6,000円、県道手石港線改良工事費負担金400万円、26人の退職消防団員への退職金支給のための93万4,000円の追加及び竹麻小学校屋体屋根ふきかえ工事費1,000万円をそれぞれ追加し、合わせて2,253万3,000円を増額補正するものであります。

これらの財源としての歳入につきましては、国庫支出金7万4,000円、県支出金69万6,000円、諸収入100万1,000円、財産収入615万4,000円、一般財源として繰越金1,460万8,000円を追加したいものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、内容説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費です。財産管理事務でございまして、5万円の補正をさせていただきます。513万5,000円にするものです。町村有建物災害共済保険料5万円ですけれども、これ石廊崎コミュニティセンターの建物共済の保険料分でございます。企画費の企画調整事務10万5,000円を補正しまして968万9,000円とするものでございます。需用費の修繕費10万5,000円ですけれども、L G W A N、いわゆる住基ネットの無停電電源装置が腐食して

ございまして、それを修繕するための費用でございます。

地域づくり推進事業50万円、7,225万1,000円といたします。南伊豆町ふるさとづくり推進委員会を設けまして、薬用試験場跡地利用計画を審議していただくための費用でございます。5回の会議を予定してございます。報酬、費用弁償でございます。

次のページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費です。社会福祉事業4万8,000円の補正をしまして1億2,313万2,000円とするものです。訪問介護利用者助成事業扶助費です。これは介護保険対象者の対象外の身障の1、2級の方のホームヘルプサービスでありまして、自己負担分を助成するものでございます。

次のページをお開きください。

4項介護保険費です。新予防給付包括支援センター事業です。4万1,000円を補正しまして809万9,000円とするものです。機器備品が4万1,000円です。ケアプランを作成するソフトが3年ごとに改定されるために、そのソフトの購入費でございます。

次のページをお開きください。

1項保健衛生費、保健衛生事業です。52万円を補正しまして1,083万8,000円とするものです。第2次・小児救急医療運営費負担金でございまして、小児入院等の重症患者の配分割合の変更に伴う増で補正でございます。

次のページをお開きください。

2項清掃費、焼却施設維持事業です。170万円の補正をしまして7,714万1,000円とするものです。BDF給油施設排水工事は100万円、機器備品が70万円です。これはBDFの軽油代替燃料ですけれども、廃食油の回収を行っておりますが、既存のオイルトラップへ流すための排水路の設置と貯蔵タンクの設置を消防署の指導により義務づけられました。よって、その工事請負費と備品購入費でございます。

次のページをお開きください。

3項上水道費です。簡易水道事業35万6,000円の補正でございます。伊浜の簡易水道の補助金35万6,000円です。伊浜の2組におきまして、農協のちょっと上ぐらいですかね、その送水ポンプの取りかえ工事の補助でございます。3分の1の補助でございます。

次のページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、農業振興事業50万円の補正で、1,545万5,000円とするものです。委託料の50万円で菜の花の環づくり推進事業委託料でございます。菜の花の資源を

活用して環境に配慮した循環型社会の構築のため、栽培から搾油、BDF化に取り組む、また菜の花栽培の推進活動や菜の花栽培を通じた都市づくりとの交流活動等の委託事業でございます。50万円です。

中山間地域等制度事業8万円の補正で、154万2,000円とするものです。複写機使用料で中山間地域直接支払制度の事務費として使われるものでございます。

次のページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、観光振興事業です。111万6,000円を補正し、6,160万円とするものです。光熱水費で足湯湯の花の水道料及び電気料でございます。当初、昨年オープンいたしまして、ちょうど真冬の部分で非常に温度が低くて水道の水で調整したわけですがけれども、水道料が安定をしております。このたび大体温度が安定した関係で計上させていただきます。水道料が月7万円、電気料が2万3,000円ということでございます。

次のページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費です。土木総務事務14万8,000円の補正で、4,960万8,000円とするものです。わがやの専門家診断事業委託です。昭和56年以前の木造住宅の耐震診断分でございます。5件分を予定してございます。

次のページをお開きください。

2項道路橋梁費、単独道路改良事業400万円の補正で、9,773万8,000円とするものです。県道改良事業の負担金でございます。県道手石湊線の若宮神社から終点の青木さざえ店の前の交差点までの間の歩道整備費の負担金でございます。総事業費が4,000万円の10%、400万円が事業負担金でございます。

次のページをお開きください。

3項河川費です。河川維持事業6万5,000円の補正の328万3,000円です。五十鈴川水門操作委託料です。遠隔操作であります。通常時の管理委託を地元の東子浦区と管理委託するものでございます。

次に、小規模生活ダム関連整備事業38万6,000円の補正をして、496万円にするものでございます。記念品代で青野大師湖ダムの完成に伴う竣工式の記念品代でございます。

次のページをお開きください。

8款消防費、1項消防費です。非常備消防事務でございます。93万4,000円の補正をしまして、2,611万6,000円とするものです。先ほど議案も議決していただきました消防団員退職報償金の補正で、26名分の退職団員の報償金でございます。追加分でございます。

次のページにってください。

9款教育費、2項小学校費です。小学校管理事務です。1,132万6,000円に対しまして、1億568万3,000円とするものです。共済費と賃金でございますけれども、三浜小学校の臨時用務員の賃金及び社会保険料でございます。15万6,000円と90万5,000円でございます。役務費の健康管理検査料は小学校教職員の健康診査の追加分でございます。工事請負費の1,000万円でございますけれども、竹麻小学校の屋体の屋根のふきかえ工事でございます。近年の大型台風の被害によりまして、スレート等がはがれまして、雨漏りの状態が続いております。今回全面張りかえをしいたいための補正でございます。

小学校教育振興事務です。1万5,000円、2,132万7,000円とするものです。教育研究会の負担金で、負担割合の変更に伴うものでございます。

次ページをお開きください。

3項中学校費です。中学校管理事務9万1,000円の補正で、1,701万1,000円とするものです。健康管理検査料、これも中学校の教職員の健康診査の追加分でございます。中学校教育振興事務費4万1,000円、2,382万3,000円とするもので、自動車借上料3万5,000円、東中と南伊豆中学の2年生の交流のバス代でございます。教育研究会の負担金はこの負担割合の変更に伴うものでございます。

次ページです。

幼稚園費です。幼稚園事務の8万1,000円、3,539万4,000円とするものです。臨時教諭賃金の8万1,000円ですけれども、南伊豆幼稚園の臨時教諭の賃金でございます。10日分の賃金を計上させていただきました。

次ページをお開きください。

社会教育費です。社会教育総務事務13万円の補正で2,036万3,000円とするもので、社会教育事業負担金です。社会教育専門員の負担金の算定割合の変更による追加でございます。図書館管理運営事務30万円の補正で、2,058万円とするものです。図書館の軒樋の補修工事ということで、雨どいの漏水のための工事でございます。30万円計上させていただきました。

続きまして、7ページをお開きください。

最後ですけれども、国庫支出金、国庫補助金です。土木費の国庫補助金が公営住宅等関連事業推進事業費補助金7万4,000円です。これはわがやの専門家診断による国庫補助金8分の1分でございます。これは8分の1です。

次ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金です。民生費県補助金3万6,000円の補正で2,328万3,000円とするものです。低所得利用者対策事業費補助金です。これは先ほど言いましたホームヘルプサービスに伴うもので、4分の3補助です。国が2分の1の県が4分の1でございます。農林水産業費県補助金です。中山間地域助成支払制度の事務費分の2分の1の補助で4万円です。菜の花の環づくり推進事業委託費50万円、100%県補助でございます。土木県補助金です。5万5,000円の補正で107万6,000円とするもので、わがやの専門家診断事業費補助金、県費補助で8分の3部分でございます。5万5,000円でございます。

下のページに行ってください。

委託金です。3目土木費委託金です。6万5,000円を補正しまして305万5,000円とするものです。五十鈴川水門の操作委託金です。これは先ほど言った東子浦区の水門操作委託費でございます。

次ページをお開きください。

財産収入です。不動産売払収入で、615万4,000円を補正して625万5,000円とするものでございます。これは差田グラウンド用地でございますけれども、国道136号線の改良工事のための売り払いの収入です。443.27平米の売り払いで、615万4,000円を計上させていただきました。

次の繰越金です。1,460万8,000円を補正しまして、1億1,460万8,000円とするものです。今回補正予算に充当するための前年度の繰越金でございます。

次のページをお開きください。

雑入でございます。100万1,000円の補正をしまして、8,691万1,000円とするものです。消防団員退職報償金です。26名分の追加分です。93万4,000円です。雑入で廃油売払収入6,000円です。300リットル分を見込んでございます。町村有建物災害共済保険料地元分担金です。石廊崎のコミュニティセンター分の分担金6万1,000円を計上させていただきました。

6ページをお開きください。

このたびの補正ですけれども、合計で2,253万3,000円で、合計41億6,253万3,000円とするものでございます。補正額の財源内訳としまして、国県支出金が77万円、その他100万1,000円、一般財源で2,076万2,000円とするものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 私は予算的なことを聞くわけではございませんけれども、たまたま教育費が中に入っておりますので、教育長にちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

本年度の南伊豆町の小中学校の入学式が4月5日の仏滅にあったわけです。私も案内書もらったときにはさほど気にしなくて、ここに手帳に書いておったわけですが、そういうことが数名の父兄の方から、一番最初の入学式の日、小学校1年生の父兄が多かったわけですが、自分の子供たちが第1番目の子供が大事な学校に入学するのに、何で町会議員の先生方が何名もいる中で、この入学式を仏滅にやることを認めただというふうなおしかりの電話がありました。そのことについて私も全然気がつかなくて、暦を見たらそのとおりで、いや気がつかなくて申しわけありませんでしたよというような電話の対応を数十名の人たちにした記憶がございます、そのときに私は前の日に電話をいただいたわけです。しかし、前の日で次の日が入学式では、教育長のところに言っても変更は無理のことは決まっておるわけですから、この折には私は申しませんでしたけれども、教育長に、私は何でこの日を選んだのかというようなことを電話でお伺いをした記憶がございます。

そのときに教育長は、いやそこまで考えないよという返事でした。しかし、私は先生にこう聞きました。では先生のうちの自宅のめでたいことを仏滅に選んでやるんですかというようなことをお聞きしたと思います。大変失礼ですと。これは私は宗教なのか、そういうことはよくわかりませんが、この場でこういう質問をするのがいいか悪いかわかりませんが、しかし、私は日本の暦の中にこういうことがうたってある以上は、いい悪いは別にしても、これは文化や伝統の昔からの流れかなと、先代のつくった流れかなというふうに私は受けとめておるものですから、私は仏滅だとか、あるいは友引だとか、大安だとかということ随分気にする方なんですけれども、今後、町長ももちろんですけれども、町の行事、あるいは学校の行事にしましても、わざわざ仏滅を選ぶことを頭の中に置かないで決定をしていくものなのか、いかないものか、その辺をはっきり私はこの場で明確にしていきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） ただいまの件についてですけれども、入学式ですね、その日取りですけれども、これは既に1年前に決まっていることでありまして、私が就任するはるか昔に決まっております。ですから、変更はちょっと無理ということでございます。

めでたい日に、仏滅でなくて、日取りのちょうどいい日に合わせたらどうだと、こういうご意見でありますけれども、これについてはちょっとまだ検討してみないとわからないんですけれども、今年度考えてみますと、県下で4月5日に実施した学校が大体7割ぐらいだと思いますね。残りが……、ごめんなさい、間違いました。5日が3割ぐらいですかね、約です。6日が7割ぐらいというふうに記憶しておりますけれども、その日取りが仏滅であったか、あるいは大安の日であったか、そこまで考えて決めたかどうかちょっとわかりませんが、これは4月のたしか2日が日曜日だと思ったんですね。学校側の準備の関係で恐らく6日が結構多かったんじゃないかというふうに私想像しますけれども、入学式について、できればめでたい日をとった方がいいかもしれないということは確かにございますね。ということで、また検討したいと思っておりますけれども、現在日取りについては、実は学校に任されております。管理条例の中で何学期の何月から何月、1学期はどこからどこというふうに決められていますけれども、そのうちのここを選びたいというのは学校に任せておると、こういうようなことでありますが、教育委員会として指導すべきかどうか、これを今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 10番、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 教育長、わかりましたけれどもね、賀茂郡の中で、聞いてみましたら、私どもの町だけがこの4月5日の仏滅に入学式をやったようなことを私聞いてみました。各地区の議員の人たちに電話を入れて。大安だから当たり前だろうなというような返事です。それは今後ですね、やっぱり教育の立場に立つ先生、トップですから、小中学校の校長先生たちを集めて会合があったときになるべくこういう日はやめてほしいよと、私はそういう審議をしていただきたいなというふうに思います。

それでもう1点は、去年就任して鈴木町長が生まれて、子供たちに防犯ベルをくれました。その防犯ベルも非常に親御さんたちはありがたく、また事故が多くてですね、ありがたく思っているわけですよ。学校によつたらなのか、学校、ちょっと私も調べてみなかったから、わかりませんが、ある学校を対象にしてみますと、その取り扱いの説明方を全校生徒を集めて、こういうふうにして使うんだよとかというのは、体育館の中で校長先生以下、学校の先生方で集まって、何人かの子供を前にして、こういうときにはこうしてこうやって使うんだよと説明が私はなかったというふうに何人かから聞いたわけですが、そういうことのないように、新しく入学した子供たちもこれから出てくるわけですから、そういうこ

とは、こういうわけでこういうふうにして使うんだよと。今、子供たちの安全が騒がれている世の中でございますので、この辺は私は今後、そういうことをきちっと明確にやっぱり子供たちを守る意味からも伝えていってほしいなということは教育長に深く学校にそういう形を要望してもらおうよう、この場をかりてお願いをしておきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を……

〔「議長」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 11番、石井福光君。

11番（石井福光君） 2点ばかりちょっとお伺いしたいんですが、2ページの南伊豆町ふるさとづくり推進委員会の費用ですね。これは5回で、これから5回ということで、20名ということなんですが、このふるさとづくり委員を20名というのは果たして決定したのか。何か聞いてみますと、委嘱状を受けてくれるかということでこんなふうに20名、さっきの問題にもありましたけれども、20名に出して、果たしてその人、あなたたちは委嘱状、このふるさと委員を受けてくれますかというものを出して、まだ決定していないわけでしょう。それ出して果たして、中にはおれはそんなもの受けないという人もあるわけです。私のところにも、委任を受けるかというのがあるものですから、この20名というのは果たして決定したものなのか、委嘱状を出したものなのか、これから出すものなのか、それが1点。

それと各委員をですね、第1回目がふるさと創世委員会というのが、当時の区長会長の大年君が会長でやったのが第1回目、跡地の問題についてね。それから、そのまま下賀茂活性化委員会、それから3つ4つあるわけですね。これが物にならなくて、やっとこれが形になるわけなんですがね。だからさっきの質問の中にもあったように、当然の機関からじゃなくて、やはり私はやる気のあるのを公募して、20名やるべきではないかというのが私の個人の考えなんだけれども、100人集まってだめなものは、やっぱり何やったって、これがまた同じような跡地の問題もできないと思うんです。だから果たしてこの5回やってね、結論出のかなというのを心配しているんですが、これはどうなっているのか、その任命について、2点お聞きしたい。

それと、もう1点は、5ページの菜の花の環づくり推進事業委託料、ちょっと総務課長が説明したんだけど、これは農業委員会で新年度の18年度の予算の中で、いろいろその中、種をまいたとか、種代だとか、やれ何だとか、委託だとか何だとかというものは、私は詳しいことわかりませんが、結構出ているんだけど、これ出たことは内容をちょっと

言ったんだけど、もう1回2点を説明していただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） ふるさとづくり推進委員会の件でございますけれども、現在ふるさとづくり推進委員会設置規則に基づいて、この20名の選出をさせていただきました。現在は本人の内諾書をいただいた段階であります。今日の予算のご審議をいただきましたので、早速20名に対して、第1回目の会合等の通知を差し上げる予定でございます。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 20名は要するに受けたわけですね。

〔「はい」と言う人あり〕

11番（石井福光君） そのときに委嘱状を出したわけですね。

〔「いや、これからですから、第1回目の」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 第1回の会合のときに正式に出す予定で考えております。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） ただいまのご質問の菜の花の環づくり推進事業についてでございますけれども、ただいま総務課長の方から説明があったとおりなんですけれども、この事業につきましては、いわゆる新規事業でございます。簡単に言うと、つくる、活用する、循環するという菜の花をBDF、いわゆる菜種から油をとって、そういうところに使おうとか、そういうことでございます。

これにつきましては、今話したように新規事業の中のモデル地区ということで、南伊豆町はとりあえず特に日野の菜の花畑ですね、あそこをある意味県の方から注目されているという言い方は失礼ですけども、そういう意味で話がございます。今回初めて新規事業としてできた事業でございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

11番（石井福光君） よくわかりました。新規事業、さっきそこがちょっと年のせい、居眠りしたのかわからないですが、聞き漏れたものですからね、新規事業だということがわからなかったものですから、どうもありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） ここで3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時04分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

12番、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 1つは今の石井議員の関連で、19ページの菜の花の環づくりの事業ですけれども、従来ですね、農業振興会が長くあそこを活用して、実際取り組んできたのはわかりますけれども、この事業のもうちょっと立ち入った中身ですね。最近伊豆新聞にも2回ほど写真入りで報道されて、何か農業振興会の一部の部会ということであるんですが、50万円というと、これすべて県からお金が来るように、収入の方でも書いてあります。それでも我が町の農業振興会の全体の補助額がいろいろ減ってきて、全体でも160万何がしかという中では非常に大きい額だと思うんですね。この中身がどのように使われるのか、あるいは人件費とかね、そういうものもあるのかということ。

もう一つは、菜の花の問題で言うと、写真にも出ていましたけれども、その部会とは別にかつては菜の花刈り園とか、団体は別ですけれども、1反当たり、1反ちょっとで200万円の補助をもらって事業を行った団体もあると。これは1回の作しかやらなかった。去年だか今年だか吉祥にまた200万円の菜の花の県の補助金がありました。補助事業がね、採択をして。これは現担当のときではもちろんありませんが、私は一般質問でいろいろ言いましたけれども、いわゆる農業関係でこの予算づけをしているのは、県の米室ということであるんですが、水田の減反政策の裏というか、代替でこういうことをやって、環境の問題としては理念的にわかるんですが、いわゆる農業関係の予算でやるときに、こうしたものが菜の花の栽培にしても、環境美化にしても継続的にどういうふうに、この農業関係を、環境だけではなくて、農業関係の予算で振興事業で使われますよね。これが農業者やあるいは振興策、個人、あるいは農業振興課の一部の部会であっても、どのように住民の啓発なり、振興の啓発に寄与していくのか、今回の新規事業ということだけではなくて、経過的に追ってみると、大体似たような人がやっているようなもので、その点をですね、ちょっと取り組みを含めて聞いていきたい。これは我が町の全体の農業振興とのかかわりでも、農業すること自体、私は環境に寄与しているというふうには思っているんですが、そういう観点も含めてお願いしたいということ。

もう一つの質問は、衛生費のところ、17ページにB D Fの給排水工事、これがどういう事業の関連なのか。私は直接の担当の係の職員に聞いたときは、菜の花循環利用の関連とは違うというふうに話聞いたんですね。でも県のホームページをたどって米室の関連からいうと、やっぱりその事業との関連をなしには考えられないし、これは生活環境課長に聞くところなんです、現場の担当のところ、どういう連携でやられているのかというのは、もうちょっと情報公開なり、そういうことが必要ではないかというふうに思うんですね。

このB D Fのことをやるということは悪くはないですが、170万円の投資するわけですね。給食の廃油の売り上げは6,000円を見込んでいるのかな。かつての新聞の報道では、今の軽油より安くB D Fが入ると。採算というか、どういう見通しが、何年でこれが回収されるのか。それと使う車両は公用車ということで、伊豆新聞の報道でありましたが、具体的にどの枠まで考えられているのか、その点、2点ですね。ちょっと長くなりましたけれども、お伺いします。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） ただいまのご指摘の菜の花の環づくり推進事業でございますけれども、これは委託は可能ということで、まず再委託する予定でございます。議員おっしゃるとおり再委託する予定でございます、農業振興会の中に委託したいなど。ただ、部会を何々部会ということで、我々の方は決めてはおりません。したがって、確かに菜の花研究部会というのがございますけれども、そこに委託するつもりはありません。農業振興会の中へ委託するような形で運営委員会、要するに農業振興会の運営委員会の方で諮っていただいて、それで使っていただくというような形で考えております。

それから、中身のことについてですけれども、もちろん人件費等はこの中には含まれておりません。具体的に言いますと、いわゆる先ほど出ましたB D F化、いわゆる菜種をとって、B D F化にしたいよというのは、いわゆるこの中の目指す方向の中には確かにうたわれておりました。したがって、遊休農地の観光利用と資源の循環利用の推進、それから廃食油の回収、この中で出てきたのは農耕機でのB D F使用、この辺も目指す方向ということで、米室の方からもらった資料の中で、具体的に、また説明も受けております。

それから、菜種油と関連商品の開発、これ観光との連携にもなろうかと思うんですけれども、そういうふうな考えで担当課としてはおります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 生活環境課長。

生活環境課長（大年清一君） B D Fの今回補正にかかりました関係なんですけれども、菜の花循環との関連あるということなんですけれども、直接的な関係はございません。その県の補助事業との直接の関連はございませんけれども、菜の花環づくり推進事業の中にB D F関連をいかに啓蒙するかというか、広めるかという状況の中で、出前講座といたしまして、小中学校へ生活環境の職員が行って説明をすとか、そういったものの資料づくりに若干そういったものを使ってもいいかというような関連の中では関係がございますけれども、直接的な関係というのはないものと私は理解しております。

それから、町的生活環境課と産業課の担当同士では、その辺は話し合っはいると思えますけれども、横の連携はとっていると、私はその辺理解はしております。

それから、もう1点、B D Fで使う車両、今後の件ですけれども、現在生活環境課の庁用車1台と作業用の車が1台、それからダンプが1台、それにB D Fを使用しております、今回この補正を認めていただければ、さらに町で使っているマイクロバスにも使用をしていきたいと考えております。

それから、費用対効果といいますか、170万円かけて、どれだけ回収できるかということなんですけれども、現在このB D Fを約リッター90円で購入しております。軽油の相場は現在リッター120円程度、リッター30円安いんですけれども、そこまでまだ詳しく何年でということはないんですけれども、一応年間マイクロですと、月300リッターぐらいですかね。燃料を大体使っているみたいなんで、生活環境課で使っている分も合わせますと、月400リッターぐらいはB D Fで賄えるんでないかと思っておりますので、どれぐらいで回収できるかというのはちょっと今計算はしていないものなんですけれども、一応これから計算はしてみたいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 最初の菜の花の循環の環づくりも悪いということではあるわけでは無いですが、農業関係の振興をして普及するという上では、やはり兼業であってもそうではなくても、広さによらなくても、物が売れて、それがいわゆる農業をやってみようという家庭菜園だけではなくて、採算性が合うところに行かなければならないし、かつて私も相当3代前ぐらいの担当のときに、いわゆる菜の花や、あるいはひまわりの事業、これは全国各地で油を絞ってやっているその事例を搾油したのを持ってきて質問したこともあるんですが、きちっと採算性、販売収益と経費の関係では、きちんと転用させて、それを事業とし

て成り立たせている地域は全国各地であると。やっぱりこういう補助金をとったなら、そういう点を考えてやるべきだと。

今回、結論的に行き先を決めていないということでありましたので、そういう点、非常に重要だと思うんですが、かつての経過だけね、お金をぶち込んで、いわゆる農業でそれだけ稼ぐことはできないんだけど、貴重なそういう農業者からも集めた税金が一挙に使われているということは、やっぱり農業関係の予算としては冒涇するのではないかという思いがありましてね、こういう質問したわけで、ぜひ生かして、こういうことをやれば、少しでも経営ができて、収入があるんだという、増益になるんだという、そういう契機にするようにお願いしたいと、そういうことです。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第57号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決されました。

議第58号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第58号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第58号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成17年度老人保健特別会計の精算に係る所要額を計上するものであります。

詳細につきましては、窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） 8ページをお開きください。

3歳出、2款諸支出金、1項償還金、1目償還金、補正額812万円、計812万1,000円、23の償還金利子及び割引料812万円、負担金償還金812万円です。これにつきましては、支払基金医療費交付金、これに対して105万3,000円、支払基金審査支払事務費に9,991円、医療費国庫補助金に347万8,000円、医療費県負担金357万7,000円、計812万円を償還するものです。

次に、7ページをお開きください。

2歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目補正額812万円、1節繰越金812万円、前年度繰越金、これにつきましては17年度の医療費については老人の入院が少なかったことによります。では、次に6ページにいきます。

歳出、補正前の額、歳出合計13億547万2,000円、補正額812万円、計13億1,359万2,000円。

以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第58号 平成18年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第4号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書を議題といたします。

本案は、清水清一君が提案者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、朗読をもって内容説明をいたします。

まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書。

石廊崎沖の漁場は黒潮や天然の漁礁に恵まれ伊豆半島賀茂地区の一本釣り漁業者にとっては、イカ・ムツ・キンメダイ・メダイ・イサキ等の根付魚種の良場であり、沿岸漁業者が長年にわたり恩恵を受け生計を営んできた漁場であります。

現在、この貴重な漁場の資源管理については、自主的な操業制限の実施と更には水産庁の

指導のもと一都三県（東京都・静岡県・神奈川県・千葉県）の漁業者がそれぞれ「資源管理計画」を策定し、その計画を真剣に実践しているところであります。

しかし、同海域はイワシ・アジ・サバを捕るまき網漁業の好漁場であり、この沿岸漁業者のひたむきな資源管理の努力も無に帰するどころか、今では沿岸漁業者の水揚げは激減しております。

大中型まき網漁法は水中集魚灯を使用するの極めて効率的で漁獲強度が高く、本来漁獲対象でない魚種や小型魚を文字どおり一網打尽に漁獲できるものであり、混獲あるいは混獲の域を越えた違法な漁獲につながる状態を常にはらんでいます。

この疑念の表れとして、まき網の操業は一本釣り漁業者が休んでいる夜間（深夜）に行われ、これまで繰り返し違反操業（禁止海域での操業、許可対象外の魚種の捕獲）を行い保安部に検挙された事や、洋上で違反したまき網漁船を一本釣り漁船が取り囲み抗議する等のトラブルが絶えないことが上げられます。

また、違反とされる許可対象外の魚種は県外港への水揚げや、違反を免れるために市場伝票の改ざんさえ行っている等の情報もあります。

そして、まき網漁船側は許可漁業であることを楯に、違反行為を否認して譲らない状況ですが、このまま水中集魚灯使用のまき網漁法により違反操業が続くならば、この間、地道に推進してきた資源管理が根底から崩壊するばかりでなく、石廊崎沖の漁場資源の枯渇を招くとともに、沿岸漁業者の経営は窮地に至っています。

については、沿岸漁業者の危機的状況をご理解いただき、関係諸官庁におかれましては下記事項について早急に抜本的対策を実施されますよう強く要望いたします。

記

- 1．違反操業に対する取り締まり及びモニタリングシステムの導入と罰則の強化（再犯加重）をしていただきたい。
- 2．駿河湾東部（伊豆半島西海岸）の距岸5マイル以内の操業禁止と距岸10マイル以内での水中集魚灯の使用禁止をしていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書提出先。衆議院議長 河野洋平、参議院議長 扇千景、内閣総理大臣 小泉純一郎、総務大臣 竹中平蔵、農林水産大臣 中川昭一、静岡県知事 石川嘉延、静岡海区漁業調整委員会会長 橋ヶ谷善生。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（藤田喜代治君） 日程第17、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及びまちづくり特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成18年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 谷 川 次 重

署 名 議 員 梅 本 和 熙